

平成 30 年

南三陸町議会会議録

第7回定例会 12月4日 開会
12月11日 閉会

南三陸町議会

平成 30 年 12 月 11 日 (火曜日)

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

(第 6 日目)

平成30年12月11日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長	高 橋	一 清 君
企画課長	及 川	明 君
震災復興企画調整監	橋 本	貴 宏 君
管財課長	佐 藤	正 文 君
町民税務課長	阿 部	明 広 君
保健福祉課長	菅 原	義 明 君
環境対策課長	佐 藤	孝 志 君
農林水産課長	千 葉	啓 君
商工観光課長	佐 藤	宏 明 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
復興推進課長	男 澤	知 樹 君
総合支所長	佐久間	三津也 君
上下水道事業所長	阿 部	修 治 君
南三陸病院事務長	佐 藤	和 則 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩 渕	武 久 君

教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	阿 部	俊 光 君
生涯学習課長	三 浦	勝 美 君

監査委員部局

代表監査委員	芳 賀	長 恒 君
事務局長	三 浦	浩 君

選挙管理委員会部局

書記長	高 橋	一 清 君
-----	-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千 葉	啓 君
------	-----	-----

事務局職員出席者

事務局長 三浦 浩
総務係長 小野 寛和
兼議事調査係長

議事日程 第6号

平成30年12月11日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第152号 業務委託変更契約の締結について
- 第 4 議案第153号 財産の売払いについて
- 第 5 議案第154号 町道路線の変更について
- 第 6 議案第155号 町道路線の認定について
- 第 7 議案第156号 公有水面の埋立てについて
- 第 8 議案第157号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第158号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第159号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第11 議案第160号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第12 議案第161号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第13 議案第162号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第14 議案第163号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第164号 平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第165号 平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第166号 平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第167号 平成30年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第19 発議第 5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について
- 第20 発議第 6号 安全・安心な医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

- 第21 発議第 7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について
- 第22 発議第 8号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の提出について
- 第23 発議第 9号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 第24 請願7の1 高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書
- 第25 請願7の2 東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書
- 第26 議員派遣について
- 第27 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日、会期の最終日であります。本日も活発なご発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において13番山内孝樹君、14番後藤清喜君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり議員提出議案5件が追加して提出され、これを受理しております。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第152号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第152号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました議案第152号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において県からの委託により整備を進めております二級河川八幡川水系八幡川河川整備事業に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） おはようございます。それでは、議案第152号業務委託変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうち、2の16ページをお開き願います。

平成28年10月、独立行政法人都市再生機構と委託契約を結び業務を進めてまいりました八幡川河川整備事業に係る業務に關しまして、今般、事業完了に伴います事業費の精算をしたいため、議会の議決に付すものでございます。

既決の契約金額から1億2,078万8,004円を減額するものでございます。

本業務は、復興拠点連絡道路事業として町が八幡川をまたぐ形でかけました新たな志中大橋の上下流部の左右岸の護岸工事であります。本工事につきましては、河川管理者であります宮城県と連絡道路事業の事業主体である町との協議によりまして、橋梁付近の護岸工事に關しましてはこれを町が施工するということで現在まで工事を進めてきたところでございます。

議案関係参考資料の19ページ、ごらん願います。

今回、主な減額の要因といたしましては、まず、県から受託をいたしました築堤護岸工事の施工延長を減したことによることがあげられます。資料の平面図の右側の青色の着色箇所が現行箇所であります。当初、八幡川の右岸側の旧志中大橋の南側のところまでの護岸工事を町が実施する予定としておりましたが、諸般の事情によりまして旧志中大橋の撤去時期がどうしても来年の9月ごろまでかかる見通しとなりましたことから、宮城県と協議を行いまして、結果、この着色部分の箇所の護岸工事につきましては、宮城県がこの上流部の護岸工事にあわせて直接実施をするということで協議を調べましたことから、今般かかる費用につきまして減じるというものでございます。

また、右岸側の堤防の裏のりの被覆工につきまして、当初国道398号と堤防の間の部分がくぼ地になる可能性がございましたことから、堤防の裏のりをブロック張りとする予定でございましたが、国道398号の工事におきましてこの部分を盛り土するということになりましたので、これについて減工するというものでございます。

これ以外にも細かな変更等はございましたが、これら変更要因を精査した結果といたしまして、約1億2,000万円の減額ということでございます。

19ページには委託業務の範囲を明示した図面を、17ページには変更仮契約書の写しを添付してございます。

なお、現場の工事は先月までに完了いたしております。現在、工事成果物の整理を行っておりまして、UR、町、そして宮城県の検査を年明けの1月下旬にも行う見込みであります。基本的に今回URと変更契約を行う内容が変わる可能性は今後ないのであります、完成検査実施までの約2カ月間の期間があるということから、万一天災等があった場合、現契約内容の変更が全くないとは言い切れません。こうした考え方から、今回は概算の変更契約といたしまして、こうした変更要因、天災等ですね、がなかった場合、1月下旬にもこの額、この内容で確定契約を締結いたしたいというふうに考えております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、おはようございます。7番です。1点、お伺いいたします。

ただいまの説明では、こここの着色の部分をやらないということで減額になることは承知しました。しかし、引き続き県では、この以後の工事を県では引き続きやると思うんですけれども、果たして32年度までにその工事が終わるのかどうなのか、その辺の確認をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 今議会で志中大橋の撤去工事、議決賜りました。建設課長説明したとおり、いつ終わるんだと、撤去がということになりますと、どうしても来年の9月ぐらいまでかかりますと。そうしますと、その後にこの護岸工事が入ってくると。復興期間、よく言われますが32年度末ということでございますが、そうしますと2年もないという中で、非常にタイトだという話は我々も当然思っております。ただ、宮城県にお話を、当然こういった疑問をお話をしておりますが、宮城県としては、何とか32年度末の完成に向けて頑張るのみだと。いずれ、まだ県として八幡川の、ちょっとと言葉は適当じゃないですけれども、歯抜けになっている部分とかがまだありますと、そういう部分の工事と合わせてこれを今後発注をしていくということでございますので、入札不調とかさまざま不確定要素がある中なんだけれども、おしりが32年度ということであるので、何とか頑張って目標としてまいるというお話をいただいております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それで、前回聞いたのは、護岸工事、この398号との川沿いに護岸工事が現在の志のやさんのあたりまで続くのかなという先般の説明内容でわかったんですけれども、その先というのは現在の護岸がない形で、あの辺でぼつりと切れてしまうのか、川の側面が、その接点がどのような形になるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） おはようございます。今回のバック堤の設計に当たりましては、津波のシミュレーションを設置をして、その影響の範囲について整備をするという内容でございますので、当然影響ない部分につきましては、これまでどおりということになります。今回計画の終点部分につきましては、現在の堤防にすりつけておさめるということになるかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第152号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第153号 財産の売払いについて

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第153号財産の売払いについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました議案第153号財産の売払いについてご説明申し上げます。

本案は、宮城県南三陸警察署庁舎建設の事業用地に係る町有財産の処分について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） それでは、議案第153号の細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の2冊のうちの2、20ページ、21ページを参照願います。

売り払いを行う土地の具体的な位置につきましては、志津川地区中央団地の東、国道45号線沿い、黄色に着色されている部分となります。現在、南三陸消防署が建設を進められている土地の隣となります。契約相手であります宮城県の土地の取得の目的は、町長説明のとおり南三陸警察署の建設用地というところであります。契約金額1億3,529万6,660円につきましては、1平米当たりの単価2万4,920円として積算したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい、2番倉橋です。おはようございます。警察署ということですが、完成予定はいつごろになる感じでしょうか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 現在、設計を進めているというところであります。32年度中に完成を目指したいというふうには聞いております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。おはようございます。あと何点かお聞きしたいと思います。

今回、この新井田地区に警察署の再建ということで宮城県のほうに土地を、町の土地を売るというような内容だと思いますが、中央地区に関しては、多くの町民がついの住みかとして建設されました。そういう場所に消防署、今建設中です。そして、警察署。住民の安全、そして防災の拠点ということで2つの施設が建設されるわけなんですが、地区民へのこの同意というか、ここに建てますよということで町からの説明とか同意を求めるのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 具体的には同意を求めるというような行為はしておりませんが、この防集団地造成のときから、公益的施設用地というところで45号線沿い、それから中央団地の南側のところですね。今、生涯学習センター等が建てられている場所、あの辺を公益的

用地ということで説明させていただいておりまして、公安的なその施設が建つというようなところについては、一定程度そういったニュアンスでは伝えているというようなところでありまして、実際に警察署用地については、宮城県警のほうで具体的に公表できる時期については宮城県としてゴーサインが出た時点でというところがあったものですから、公表については控えているというところであります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） わかりました。公共用地ということで、あそこの土地についての住みかということで考えた住民は、その辺の当初の公共的施設ということで生涯学習センターと消防署、そして警察署ということは、住民は認識しているというような管財課長の今の説明ですが、こういった施設を建てるこことによって、いろいろな問題がやはり出てくるのは当然だと思います。消防署のサイレン、警察署のパトカーのサイレン、その辺が反響して中央地区一帯にどのような影響を及ぼすかというのは、まだこれからですね。わからない部分だと思いますので、その辺の対策も町のほうで考慮しているのか、その辺をお聞かせください。

あと、土地区画整理事業、志津川地区においてこの間も議論させてもらいましたが、換地が終わり、換地から登記が終わっている土地もありますが、今現在45号線に大店法の関係でツルハが45号線沿いに来ます。そして、先般、農協の会報にスタンドが45号線沿いに建つと。こういった状況がありましたが、その土地というのは町の土地なのか、それともその土地を換地した皆さん、町民の皆さんのが土地なのか、その辺お聞きします。

あとは、今、私もこの間土地、換地の土地の縦覧ということで見に行ったんですが、とにかく大きな土地に関しては町の所有が多いと。そして、志津川地区においての換地に当たって、町の土地としての比率、住民の土地と町の土地としての比率、それがわかれればお聞かせください。

○議長（三浦清人君） これは、対策等については管財でいいの。（「私のほうで」の声あり）
はい。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。町の直接的な施設にはなりませんものですから、直接町が動いて住民の方々にというところでは、先ほど申し上げたような範囲でのご説明になろうかと思います。今後の実践的な運営の中で実際住民の方々の暮らしに何か影響が及ぶことがあれば、それはどういったことでどの程度でというようなことを、それぞれの機関の方々にご協力を願う、町側として必要がでればそういった働きかけはしてまいりたいというふうに思いますが、現段階におきましては、通常のそれぞれの施設が果たす役割

の中で必要な配慮をされるものというふうに理解しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） つけ加えて申しますと、実際にその公安的施設の用地から住宅までの距離につきましては30メートル以上、建物が建った地点からすれば50メートル近く恐らく離れるのではないかと。高低差につきましても、6メートルから7メートルの差がありますので、そういったところで考慮までなるかどうかですが、ある程度音等の緩衝はされるのかなというようなところであります。現に、震災前にありました消防署などの施設につきましても、近隣に町営住宅がありましたし、その辺については新しい建物も多いですから、その辺の防音等も大丈夫でなかろうかというようなところは感じております。

それから、先ほどの区画整理地内の施設建設用地、町の土地かというようなご質問ですが、民地も換地されている、仮換地されているものですから、その土地が利用されているというところです。それから、右岸と左岸の交換事業によりまして、交換を予定しているところにつきましても、換地後には名義が変わって私有地になるというところでありますので、貸している土地が区画整理地内の分譲が進んでいるところは余りありませんので、今建設されているところはほぼ民地であるというような解釈で大丈夫かなと思います。

それから、大きい画地が町が多いのではないかというようなご質問ですが、換地につきましては、もともと住民が持っていた土地、それに見合う分の価格をもってその土地を割り当てるというところでありますので、当然ながら広大な土地を市街地に持っているという方は少ないはずですので、必然的に個人の持っている土地については小さくなるというところになると思います。それで、民地と町の土地の比率につきましては、厳密に積算した資料を持ち合わせておりませんので、そういった違いでもってその民地が小さく、町の土地は大きいというところでご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 管財初め、総務課長の話を聞けば、消防署は今も東浜団地の一角にあって、何の問題もないんだと。しかしながら、以前のことを考えれば、御前下地区に消防署があって、そしてあそこは塩入ですかね。あの辺に警察署があったと。どうしてもその辺周辺には町民の住宅は少なかったというのが認識で持っていますので、今後2つの施設が同じ場所に建つということで、やはり先ほど答えなかったんですけれども、サイレンの反響とか、サイレンとサイレンが重なることによって増幅した地区住民への被害とか、その辺を私は想定していますので、そのときは広域が消防署で、そして県のほうの警察ということで、そち

らのほうで対策を講じ、町としては住民の生活場所の環境の整備、それで動かなきやいけないというようなことが私はあると思いますので、その辺、町のほうには住民の生活、そして安全、そういった面を考えながら進めているんでしょうけれども、何か問題があったときは町が先頭に立って動いて、やはり住民の心配、不安を取り除いてほしいと私は思います。

あと、町の土地と個人の換地の土地ということなんですが、例えばウジエ、アップルタウンをとった場合でも、やはり町内の住民の土地があの辺に切り分けられて、その分を結局企業に貸したというような感じなんですが、固定資産税分を払わなくても、その貸し出した土地から固定資産税を払って、土地を持っていても自分のもう利益にも借地としての利益も何もしないというような話を聞いていますので、なかなか土地換地をしても有効利用というのは難しいのかなと私は思っています。

今も管財課長の話ですと、今度の企業進出に当たっても、基本的には住民の土地が多いのだと。しかしながら、果たしてそうでしょうか。私は本浜地区の以前の土地を求めましたが、その1区画に当たっても、6割、7割は町の広大な土地だということが知ってびっくりしました。意外と町の土地って多いんじゃないかなと。そして、換地されても、土地は南三陸町に住まないから土地はいいですと、町に買い上げられた土地が、今現在多くの場所に広い土地でもって分布しているのかなという感じで、その辺、管財課長のほうに幾らかはわからないという話なんですが、その町の土地、財産として眠っているような状況が多々あると思いますので、今後、その土地の有効利用としては、企業に売るとか、あと有効な利活用、その辺が求められていると思いますが、今後のその志津川地区ならず南三陸町一帯の換地されて町の土地となった部分の有効利用に関して、どのような方向性を持っているか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 町の土地につきましては、実は防集で住宅地を買い上げた土地の分も含まれている関係上、町の土地が多くふえたというところであります。それから、持っている町の土地を有効活用してはというところでありますが、既に分譲を開始しております。貸し付けあるいは交換のほかにも、売り払いとかも含めて募集をしております。ただ、その区画整理事業の整地が完了して全て終わっていない関係もありまして、順次その分譲する土地がふえていってというところで、現在は29筆について分譲しているというような状況にあります。例えば、大きな画地でいきますと、これは民地も含めてなりますが、9,836平米などという大きな画地もあれば、小さい画地では282平米とか、そういうような小さな画地につい

ても必要に応じて分譲したいというところで広く公募しているところあります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって、この県に売り払う平米単価が2万4,920円ということで、坪に直しますと大体7万5,000円弱になります。この価格というのは、この周辺の個人に売った、交換した、例えば売った、その金額と差異があるのか、同等なのか、その点1点お伺いします。

それから、この前の議案で建設課長が川の津波のシミュレーションをしたということなんですかけれども、こちらのほうはシミュレーション、川のシミュレーションをしているのか、していないのか。その辺ですね。もししたとすれば、ここ給食センターの前に橋があるんですけども、その辺に海からの津波が来た場合、いろいろな漂流物がぶつかって、そこからあふれるというようなシミュレーションまでやっているか、いないのか。これは大きな問題なんです。ここに川沿いにうちがないから、建物がないからぶつからないから、川がスムーズに上るというばかりでなく、いろいろな海からの漂着物もあります。そして、この続きが低くなっているんです。どうしても鉄橋がありますからね。道路が低くなっていく。そうすると、その低い部分から水が入る可能性があるんです。ということは、前の議案にもあるんですけれども、志のやさんからの先、護岸工事しないとなれば、あそこは高さが途中までの護岸で、その上は土どめになっているので、そういうことからしても、そのシミュレーションはいろいろな想定をしたシミュレーションだったのかどうだったのか、お伺いいたします。

ここ今議案になっているこの警察署は、国道から高くなっているからいいんですけども、以前も指摘した給食センターなどは道路と同じ高さでございます。そうした場合、後ろから入ってきた、鉄橋の下から低くなっている分から水が入ってくる可能性も考えられる危機感を考えなきやならないのではないかと思われる所以、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 7番さん、坪単価で計算すると7万じゃなくて8万2,000幾らですから。

（「はい」の声あり） はい、管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） ほかの区画整理地との差異はというところでありますが、この2万4,920円の価格につきましては、区画整理地内の標準値から比準して求めた価格というところでありますて、実際に標準値としておった価格が2万8,000円の土地から比較をしております。実際には土地の形状、それから道路からの乗り入れの高さ、あるいはのり面の割合、また、大きさ、形、そういうところを比較しまして、11ポイントほど落ちるというところでありまして、2万9,000円に対して89%の価格でもって計算した金額になります。ですから、ほか

の区画整理地内と同等の金額でもって売り払いを行っているというところであります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2つ目の質問についてお答えを申し上げます。少し長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひをいたします。

防潮堤、それからバック堤の復旧に当たりましては、当然津波のシミュレーションはして決定をしてございます。その中で、L1とL2という話がございます。L1につきましては、十数年から100年間に起きるであろうと想定される津波、L2に関しては、わかりやすく言えば今次のような大規模な津波ということでございます。それで、防潮堤を考えるに当たって、L2津波に対応する物をつくればよろしいんですが、現在でも町内では8.7メートルという大変高い防潮堤でございます。ご存じのように、志津川市街地につきましては、16メートルを超える津波ということでございますので、現実的には16メートルを超える防潮堤をつくるというのは余りにも合理性がないということで、復旧に当たりましてはL1津波に対応する防潮堤、それからバック堤を整備するということになってございます。それ以上の大規模津波が来た場合は、当然のことながら避難をするということが前提でそれぞれ整備をされてございますので、当然現在のバック堤、それから防潮堤につきましても、L1津波には対応できますけれども、L2津波が来れば越波をするということはもう図上でも明らかでございます。

いずれ、今回バック堤を整備するのは、あくまでもL1津波の到達点までという状況でございまして、当然L2が来ればそれ以上上流に参ります。これは何ともいたし方ないところでございますので、当然そういうところにつきましては、津波危険区域ということで住居の建設は禁止をさせていただいているという状況でございます。

それで、消防署、それから警察署をこの位置にということで、実際消防署の設計をする段階でいろいろな協議をさせていただきました。ご存じのように、消防署につきましては当直の業務がございますので、ある意味そこで24時間人が住んでいると、または就寝を、休んでいるという状況でございますので、まずもってL2津波に対してどうなのかということで、設計をする前にL2津波のシミュレーションをさせていただきました。結果的には、今の状況であれば、最終的なその盛り土と防潮堤の工事、バック堤の工事、全て完了したということを条件にシミュレーションをすれば、今の場所については問題がないという結論になりましたので、広域のほうにはその説明をし、了解いただいて工事を進めているという状況でございます。

それで、議員の質問の後半のほうに、河川、失礼しました。橋梁に障害物等が、木材とかそ

ういうやつだと思うんですけれども、上流から流れてきてダム状態になつたらどうなるのと
いうお話でしたけれども、いずれ一定程度上流側に遡上するわけでございますけれども、そ
れが際だと言いますか、極端に言えば橋よりも水位が上がる、橋の高さより水位が上がるこ
とがないわけでございますから、基本的には消防署、警察署には影響がないものというふう
に考えてございますし、確かに給食センターは消防署と比べれば低い位置かもしれませんが、
しかしながら、通常の今次津波に対しては十分高さが対応できると。それで、その障害物が
発生したときにダム状態になつたらどうなのかということでございますけれども、基本的には
はそこに人が住んでいるわけではないので、もしそういう状態であれば、当然のごとく高台
に職員一同避難をしていただくと。これは民間の建物もそうですけれども、現在スーパー等
が建ってございますけれども、全く津波が到達しないというわけではございませんので、い
ずれそれらと同じような取り扱いになるかというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 先ほど区画整理地内の標準値の価格につきまして、誤った金額を申
し上げましたので、改めて説明いたします。

標準値としての価格については「2万8,000円」に対しての比準というところであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、最初のほうからいきますかね。

その基準が2万8,000円ということなんですけれども、それを下回って県に譲渡するという
考えなんですけれども、個人でも何でもそうなんですけれども、ご説明では面積、それから
その形状、そういうのから勘案して低い価格に何パーセントでした、80%の額になったとい
うことなんですけれども、ここは国道に面して日当たりもよくて、いわば一等地だと思って
おります。そうした中で、町の財産ですね。土地というものは。町民の財産だと思うんです。
幾ら県といえども、なぜこの2万8,000円で、理由は先ほど聞きましたけれども、2万8,000
円でできなかつたのか。町で管理していますけれども、町民の財産だと思うんです。そういう
観点に立たなかつたのか、どうだったのか。法外に2万8,000円を3万円にするとか、3万
5,000円にするとかでなくて、その2万8,000円にできなかつたのかというのは、先ほど形状
とかそういうもろもろのことも考えたというんですけれども、であれば、なぜこれは町民の
財産だからそういうふうな標準の2万8,000円でできなかつたのかということを考えられなか
つたかということです。

それから、その次には、このシミュレーションの関係なんですけれども、説明はわかりまし

た。ただ、我々は町民の財産、命、そういうものも大事に考えなきやならないので、店舗だから、住宅だからではなくて、やはりそれも店舗であっても何でも、町民の財産だと考えます。そうすれば、やはりそのシミュレーション、そこまでして、漂流物が来て橋の欄干に詰まって、そこから先ほどの説明だと、そこでとまらないで流れしていくというような話なんですかけれども、どの災害、ニュースを見ても、やはりこの橋の欄干に漂流物が引っかかって、それであふれているというのが現状でございます。そういうシミュレーションからも、計画をやってほしいと思いました。それが、今ここまで来てそれをどうこうではないんですけれどもね。そういうことまで調査して、そしてシミュレーションして、そして安全・安心を確保するべきではなかろうかなと思われます。もう一度お願ひします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 県に対してなぜそんなに安く売るのかというようなご質問なんですかけれども、この価格を決定するプロセスで、先ほど申し上げました土地の形であるとか、それから大きさであるとか、そういったところを勘案してと。まず、標準値となるものについては、標準的な大きさの画地を求めた金額が2万8,000円ということで、全ての土地が2万8,000円で評価されているというわけではございませんで、2万8,000円という正方形に近い形の土地をとりあえず標準的な土地として捉えた上で、あるいは道路からすぐに入れるというような土地と捉えた上で、それに対してどれくらいのその価値が下がるのかということを計算した結果というところであります。

具体的には、国道45号線から乗り入れ部分につきまして3メートルから4メートルの落差があります。この分を埋めるために、勾配をある程度とった道路を取りつけなければ、その土地を利用できない。あるいは、のり面が、45号線沿いにその高低差の分、のり面がありますので、その土地については利用できないと。その分を減歩するとか、そういった計算、あるいは土地の形状については、成形でない分、効率が悪いという点がありますので、その点がポイントとして減になると。そういったところを加味された上での価格であります。ちなみに、民地で持っている土地につきましても、同様の計算をした上で価格を出すというところでありますので、民地について全て2万8,000円で計算されているかというと、そういうところではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、シミュレーションの話を続けさせていただきたいと思います。確かにシミュレーションはさせていただきました。当然、分譲するときもそうなんですか

ども、まずもって今次津波に対応できるような防潮堤でもございませんし、バック堤でもないですし、地盤高さでもないということは、それぞれ皆様にお知らせをしながら、それでもということでお譲りをして、それぞれ復旧しているという状況でございます。

もし、議員おっしゃるように、完全に安全なものということになれば、少なくともあと七、八メートル高く盛り土をする、または防潮堤を高くするという作業になるかと思います。基本的にそれは多分物理的に時間的にも金額的にもそれは無理な話でございますので、そこはご理解いただければと思いますし、それから上流側に遡上した津波が引き波となったときに、いろいろな樹木とかそういうのを持ってきてダム化するんじゃないかというお話でございますけれども、多分津波、震災前は新井田地区、かなり平場がございまして、それほど高くなないので、あの大きい断面の中を津波が遡上したと思います。ですから、時間当たりの量ってかなり大きいものだと思うんですが、今回につきましては、盛り土をして実際津波が遡上する断面というのが3分の1または4分の1、もっとかもしれません、かなり小さくなっています。その小さい断面を遡上するわけでございますから、同じような津波が来ても、全体的な水量が、遡上する水量が当然違いますので、今回の津波をもってイメージしたものとはまた違うものがなるんだろうというふうに考えてございます。

それと、橋の位置も付近の宅盤と比べるとかなり低い位置にございますので、それほど心配する必要はないといいますか、遡上する水量がこれまでよりかなり少なくなるということと、橋自体が低いということがございますので、たとえそこに堆積物があってダム化しても、それを超えるような水位はさほど上昇しないものというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） いろいろ説明ありがとうございました。

今、ここまで来て、私はそこをもっとこうしろ、ああしろではなくて、やはりそういうことまできちんとシミュレーションを踏まえた上で、当時から私は場所、給食センターもそうなんですけれども、公共施設を選ぶのに、高台、安全・安心なところにつくってはどうかということを以前から申し上げておりました。今、ここに来て突然言うわけではないんです。公共施設は町民の財産なんだと先ほどから言っていますけれども、そうしたら安心・安全なところを最初からつくれば、こういう考えにならない、問題視しなくともよかったですのかなと思うから言っています。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第153号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第154号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第154号町道路線の変更についてを議題といたします。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第154号町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、歌津地区の一般県道泊崎半島線中山道路災害復旧工事及び三陸沿岸道路（仮称）歌津北インターチェンジアクセス道路整備に伴う町道路線の終点及び起点の変更について、道路法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

今回変更する線につきましては、中山線、草木沢線の2路線でございます。中山線につきましては、県道泊崎半島線の復旧工事の影響で、終点の位置が変更するものでございます。県道につきましては、これまでの位置より約10メートルほど内陸側に移動する予定でございます。その関係上、13メートルの延長の減ということになります。

草木沢線につきましては、これまで国道を挟んで約1,100メートルほどの路線でございます。たけれども、町道の一部分がインターチェンジへの乗り入れの部分の道路になります。この部分につきまして、国と町と管理者が2者ということになりますので、管理の明確化するために一旦終点の位置を変更し、町道として管理するものでございます。

議案関係参考資料の22ページをお開き願いたいと思います。大変稚拙な図面で申しわけござ

いませんが、上部に拡大図がございまして、茶色で示す実線が現在の県道の位置、それから同じ破線でお示ししたのが新しい県道の位置になってございます。町道につきましては、現在の路線につきまして黒、新しい部分につきまして赤ということで、ごらんのように内陸側に移転することによって延長が減ずるという内容でございます。

23ページをお開き願いたいと思います。

草木沢線の図面でございます。現在の路線が黒く着色した部分が現在の草木沢線となってございます。ごらんのように、オレンジ色が国道でございますので、国道を交差し、そして終点に向かっているという状況でございまして、今回青く着色した部分が三陸道に関する工事で整備する路線でございます。ごらんのように、一部について町道と重複する部分がかなりの延長になることから、一旦草木沢線を2分割をさせていただきたいというように考えてございます。北側の部分について、これまでどおり路線名を草木沢線とし、町道として管理するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） はい。おはようございます。この中山線について、県道が若干旧道より上に上がったというようなことで、起点が変わったということは現地見て知っているわけですが、ただ、この中山線、相当津波が奥のほうまで到達しまして、その後、残土の仮置き場に相当面積を費やしております。そこ、土いっぽいに運んだわけですので、大型車の出入りが激しくて相当傷んでいるようありますが、今後のその修繕の計画はどのようになっておりますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 事業途中でございますので、いつ、どうこうとはなかなか申し上げられないんですが、基本的には一般の車両の通行があるということでございますので、通行に支障がある部分についてはそれぞれ補修をしていきたいというように考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 既に通行に支障が出ているわけですがね、今後修繕する場合、路幅の拡張とか、それからどの辺あたりまでやっていくか。相当奥まで津波が到達しているわけですので、津波が到達して傷んだあたりまでは修繕する必要があろうかと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 津波で被災した部分については、平成24年か25年に災害復旧は実施してございまして、その後に防集の造成とか入って傷んだものでございますので、災害復旧というよりは、通常の補修事業になるかと思いますし、拡幅部分につきましては、補修ではなくて、今度は改良工事になるということでございますので、そこは事業手法をこれから地域の皆様とご相談しながら進める必要があるかというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今の説明でいろいろな手法があろうと思いますが、相当とにかく目に入れられないようなそういう状態になっておりますので、今後の修繕あるいは改良等々、吟味してやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第154号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第155号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第155号町道路線の認定についてを議題といたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第155号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、歌津地区の三陸沿岸道路（仮称）歌津北インターチェンジアクセス道路整備に伴う町道草木沢線の切りかえにより町道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第155号について細部説明をさせていただきます。

154号で草木沢線の一部を新たに変更をさせていただきました。残っている仙台市側の部分について、これまでどおり町道として管理をしたいため、今回中野2号線ということで認定をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第155号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第7 議案第156号 公有水面の埋立てについて

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第156号公有水面の埋立てについてを議題といたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第156号公有水面の埋立てについてをご説明申し上げます。

本案は、稻淵漁港物揚場工事に係る公有水面の埋め立てに関し、公有水面埋立法第3条第1項により宮城県知事から意見を求められ、異議ない旨の答申をすることについて、同条第4

項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第156号の細部についてご説明します。

本案は、南三陸町が稻淵漁港内において物揚場を整備するため、海面の一部1,473平方メートルを埋め立てようとするものです。

議案関係参考資料2冊のうち、2、25ページをごらんください。

既設物揚場の北に隣接する海面で、図中、赤に着色する区域を埋め立てる計画です。黄色に着色する区域は震災前の平成22年10月に埋め立て免許を取得した区域で、今回免許を取得しようとする区域と合わせて整備することで、既設物揚場と一体的な利用を図ろうとするものです。図中、赤の破線は物揚場の法線を示すものです。赤に着色した埋め立て区域と破線で囲まれる区域は、投下型の直立式消波ブロックを積み上げる計画で護岸を形成するもので、埋め立て区域から除外されるものです。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、7番です。1点ほどお伺いいたします。

この議案の中で、着手から4年間で埋め立てするというただいまのご説明でしたけれども、この4年間というものは、この土ですから埋め立てすると、当然土が海に流れ出て海を汚染するというような、濁り水ですね。土が入った水になって、海水がどのようになるかわからないんですけども、多分地形とか何かで稻淵湾、そして泊崎、その辺の海藻あるいは魚、そういう物にも影響を及ぼすだろうと思われますけれども、その辺の懸念と、4年かけなきやならないというような、今復興途中でもう終盤ですけれども、その土が余っていないのかどうなのか、これを埋めるのにどこからどのようにして搬入するのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず、海洋を汚染するおそれがないかということでございますが、まずもっていきなり海中に土砂を投入するのではなく、護岸をいわゆるコンクリートのブロック、ホウカイ等で形成してから、その後に土砂を投入いたしま

すので、むしろそのいわゆる護岸を建設する際に海面に土砂等の濁りが発生しないよう、汚濁防止幕等を設置して万全を期す計画でございます。

また、4年かかる理由につきましては、これはやはりいわゆる国の補助事業でやってまいりますので、単年度当たりの予算のつきぐあいから考えておおむね4年程度かかるものと考えております。

また、埋め立てに使用する土砂につきましては、周辺で既に仮置きされている土砂等を中心に使用してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ワカメの時期、春になるとワカメの季節が来ます。そして、漁民の人たちも工事、4年間も工事をするとなると、それなりの作業工程に支障とか、もろもろの支障がございます。こうした観点から、4年というものをなるべく縮められるように努力していただきたいと思いますけれども、その辺は4年という期間は縮められないのかどうなのか、お伺いします。

○議長（三浦清人君）　建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中　剛君）　逆に、漁業者の皆様の漁港をご使用になられる期間はできるだけ工事をしないという考え方のもとに工程を組んでまいりたいと考えております。また、4年を短縮できないかというご意見につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、やはり国からの予算、国の予算との兼ね合いでおおむね4年かかるものと現在は考えておるところでございます。

○議長（三浦清人君）　よろしいですか。はい。ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第156号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8　議案第157号　指定管理者の指定について

○議長（三浦清人君）　日程第8、議案第157号指定管理者の指定についてを議題といたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第157号指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日からの5年間、南三陸町スポーツ交流村を管理する指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 議案第157号指定管理者の指定について、細部説明させていただきます。

議案関係参考資料の26ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、私のほうからは、次の議案第158号にも若干関連しますが、指定管理者制度選定経過などを説明いたしますので、ご承知願いたいと思います。なお、事業者の概要等につきましては、生涯学習課長より説明をさせていただきます。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者の能力を生かしつつ、サービスの向上、経費の削減等を図る目的で、公の施設の管理を委ねる制度でございます。本町では、この指定管理者制度を実施している公の施設は、7つの施設がございます。今年度で指定期間満了となる平成の森、スポーツ交流村のこの2つの施設につきまして、公募により候補者を選定したものでございます。

選定に至るまでの経緯につきましては、26ページに記載をしているところでございますが、157号スポーツ交流村につきましては2者の応募、平成の森につきましては1者の応募がございました。指定管理者の審査委員会につきましては、民間委員2名を含みます11名で構成をしておりまして、利用の平等の確保から地域振興への寄与まで、8つの審査項目で審査をして、一定の基準を満たした上位の事業者をそれぞれ候補者として決定したものでございます。なお、審査の結果につきましては、既にホームページで公表をいたしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、私のほうから事業者の概要についてご説明申し上げます。

候補者となる団体の代表構成員であるセントラルスポーツ株式会社は、平成21年から現在までスポーツ交流村の指定管理者として施設の管理運営をお願いしてまいりました。これまで陽光ビルサービス株式会社との共同企業体でありましたが、今回より株式会社オーエンスとの共同企業体を形成し、審査会での審査により候補者として選定されたものであります。

企業体を形成する個々の会社の状況であります、セントラルスポーツ株式会社は、昭和45年設立し、所在地は東京であります、資本金は22億円、業務内容につきましては、主にスポーツクラブの運営、それからスポーツ施設の設計、管理、運営を行っております。また、企業グループ全体では215カ所のスポーツ施設を運営され、公共スポーツ施設では全国36カ所の指定管理者として運営されております。また、株式会社オーエンスであります、設立が昭和34年、資本金は1億円、業務内容については、主にビル管理事業であります、スポーツ施設の指定管理事業も行っております。県内では、加美町の体育施設、泉岳自然ふれあい館などの指定管理を受託しております。

代表構成員であるセントラルスポーツ株式会社には、これまで町民を対象としたトレーニングルーム利用による健康増進、それからスポーツ活動、施設の利用の運営をしていただいたほか、自主事業としてもヨガ教室であったり、健康教室の開催など、施設利用の促進をしていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点かお伺いしたいと思います。

スポーツ交流村においては、たまに事務所を訪れるのですが、見るからに四、五人ぐらいの従事者がそのスポーツ交流村の中で事務管理をしているように思います。その人員に関しては、実際何人というような形で管理しているのか。

あと、震災前なんですが、スポーツジムの利用者が大変多かったように私は思っています。私も含め、健康増進とか健康管理の面でスポーツジムに行っていました。しかしながら、たまに訪れるときには、やはりスポーツジムを利用している方が少ないと、そういったように見受けられます。震災後からその震災復興支援団体が体育館初め多くの施設を利用して、たくさんの方が利用されたと思いますが、今現在、震災から8年目を迎えたような推移で利用者があるのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、お答えいたします。

業務の従事者としては、大体事務の方、それから施設管理も含めて4名から5名の中での推移で業務をしていただいております。

続きまして、スポーツジムなんですけれども、実はちょっと震災前の数字がこちらでも把握はできておりませんが、現在のジムの推移に至っては、少しずつ右肩上がりでジムの利用はふえてきているとこちらでは感じております。実際の数字を申し上げますと……。件数なんですけれども、スポーツ交流村の件数としては、26年度からだんだん人数、1,400人ぐらいからだんだん上がってきしております。現在ですと大体合計人数では1,600人から1,900人の部分で上がってきております。全体的な収入としても、大体26年、少しずつ皆様の利用がふえてきているものと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 震災前のデータがないということなんですが、私が以前行ったころには、ウォーキングマシンという、歩いてスポーツするような形の機器があったんですが、今は故障しているような状況で、裏側のところにしまってあるような感じがします。そういった今の現状からも、やはり利用している方は少なくなっているのかなと。数字ではそんなふうにあらわれていますが、同じ人が何回も行っているというような形が私は多いんだと思います。そういった中で、やはり何を充実させていくべきかということを私考えたときに、スポーツジムのインストラクターが事務も一緒に併用して働いているというような状況の中で四、五人というのが、やはりその現実にあると思います。その人の健康管理のメニューをやはりそのジムのスポーツインストラクターが考えて、住民の健康管理をするというようなこういった部分が私はあると思いますので、指定管理になっていただいたからには、やはりその辺の住民のスポーツへの意欲とか、あと健康管理、その辺も十分図っていく必要性を私は思います。

指定管理者制度、私が前議員だったころに指定管理ということでいろいろな項目、いろいろな団体、いろいろな町内の場所が指名されました。あれから8年目ですかね、迎えますけれども、やはりその数というのは多分ふえていないんじゃないかなと。そして今、企画課長が話されました7名の団体に指定管理で今町内の公的施設を利用させて、公的施設をお任せしているというような感じだと思います。そして、今度生涯学習センター、それも指定管理者の中に入っているというような状況ですが、今後に当たって公的施設ということで、例えば

伝承館とか、そういったのが道の駅の中に入ってきたときに、やはり指定管理でいくのか。

私は、指定管理は、今の制度の中で全国の自治体が活用している制度だとは思いますが、指定管理者制度が使っていない前というのは、とにかく町の中で全部管理していたというのが私は根本だと思います。そういった中で、指定管理の中でやはり人員も削減できたのかなと。その辺が私にはよく見えてこないんです。いい方向で運営されているとは思いますが、指定管理の意味を、今現在どんな形の指定管理の意義とか、意味があるのか。その辺、課長のほうから説明いただければ勉強になります。お願いします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 施設の例えはウォーキングマシンとか、故障している物とかありますが、それらについては基本、町でまず整備をしなくてはいけないという状況にあります。なかなか十分な整備が行き届いてできていないという部分もありますが、いずれ指定管理される皆様にはこれまで町民の健康増進について本当に管理していただいたなと思っておりますし、インストラクターの部分もこれからも期待できると思いますし、町民の皆様に健康増進の部分を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今後整備される道の駅の管理も指定管理かという1点目のご質問でございましたが、そういうことも否定もせず、ただ、まだ方向性は来年度検討することになっておりますので、その中で議論されるものというふうに思われます。

それと、指定管理者制度につきましては、先ほども住民ニーズにより効果的、効率的にと。一方で、民間事業者のノウハウというものを生かしながら、サービス向上あるいは経費の削減を図るという大前提がございます。そういった中で、おおむねそういう目的でこれまで町内の7施設ですか、は目的を達成してきているなという感じはいたしております。毎年、指定管理施設につきまして、モニタリング調査というものを実施してございますけれども、その結果、おおむね適正であるといったような担当課の評価もございますので、議員の不安な部分もあるとは思いますが、おおむね適正な状況で管理はされているのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 大規模な公的施設に関しては、町民の中から指定管理が出てくれればいいんですけれども、その辺はなかなか難しいというような現状の中で、やはり町民が参加でき

るようなそういった指定管理者制度、何件かは指定管理者ということで町の中にも地元の有志がそれに参加しているのはありますが、なかなかやはり町の施設を有効利用して、町の経済の発展とか、そういった面から見ると、ちょっとやはり指定管理の意味が、目的がちょっと損ねられているのかなというように私は感じます。しかしながら、これまで歩んできた道には問題がないと。そして、調査、検討しても問題がないと。その辺は認めますが、果たして住民の満足感を考えた場合にどうなのかということを私は思います。

あと、生涯学習課長の、町の公的施設、交流村、平森に関しても、その中の施設に関しては町のほうの管理下にあると。そうしたらば、ウォーキングマシンも前はたしか6台、7台とありましたけれども、今は3台かそこらぐらいだったかなとは思うんですけども、やはりジムの設備もしっかりと整えて、いつ来てもウォーキングマシンが必ず使えるというような環境というのは、やはり住民にとって必要な部分だと思いますので、そういった施設の機器ですね。その整備も住民が満足できるような、行ってもいつでも使えるような環境整備は町に求められていると思いますが、今後のそういったジムでの設備に関して、もうちょっと整備に関して説明をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 町民の参加という何か表現だったようですが、いずれ今回の審査項目でも、地域振興という審査項目がございまして、具体的には地域の雇用、地域内からの雇用者をふやしていくといったような視点もございます。おおむね指定管理、町内の業者を見ますと、地域での雇用者が一定数出ておるという状況でもございますので、住民にとっても雇用の場の拡大が図られているものというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 本来は十分なジムのマシンを整備できたらいいんですが、なかなか高額な物件でもございますので、何とか修理を計画的に考えてまいりたいと思いますし、現在のそのマシンとかニーズ、利用者の皆様のニーズも見ながら考えていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 補足説明をさせていただきます。審査委員会の委員長として。

今回、セントラルスポーツさんがいわゆる代表構成員というようなことで通ったんですが、企業努力の一環として、そういうスポーツのジム関係の機器を自分のところで用意をしましたので、非常にそういう部分で点数が高かった。そういうことがありましたので、ある意味、町として用意する部分、あるいはその指定管理者が用意する部分と

いうようなことも含めて、今回はそういうところで非常に点数、配点が高かったというようなことを補足しておきたいと。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、26ページの資料によりますと、申請者数2となっているんですけれども、これはこの2つの企業体でなのか、もしくは単独にもう別の1者があったのか、その確認。もし別の1者があるのでしたら、その公表できるんでしたら企業名も教えていただきたいと思います。

あともう1点なんですけれども、先ほどからいろいろ住民ニーズ、企業ノウハウということで説明があったんですけども、副町長のほうからも、企業努力としてスポーツ用具等のあれも自腹でやるというそういう答弁もありました。そこで1点だけ伺いたいのは、実は少し1週間、半月ぐらい前の新聞なんですけれども、実はセントラルスポーツさんで都市部のほうでスポーツ吹き矢とかで結構年代の高い方たちの健康増進というんですか、そういうたやつに大分寄与しているというそういう記事を私、目にしたものですから、こういった機会で質問させていただきたいんですけども、この21年から30年までの指定期間に内に、先ほどの説明ですと、ヨガ教室とか健康増進やったんですが、もう少し今後、先ほど私言ったような新しいスポーツのような取り組み、吹き矢だけじゃなくて、あとは私思うには、ボッチャとかああいったやつもいいんじゃないかと思って、私自身は思っているんですけども、そのところを今後どういった指定管理の方向になるのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1点目のほうは私のほうから答えさせていただきます。

審査対象者2者といいますのは、1共同企業体、当該今回候補者として提案してございますこのほかに、もう1者、それも共同企業体で応募があったというものでございます。（「その名前は公表はできないんですか」の声あり）名前につきましては、ホームページ上も一定の点数というもので公表してございますので、次点という扱いにさせていただいておりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） これまでこの企業体のほうで自主事業ということで町民の皆様にいろいろな、多少イベントとか、スポーツイベントとかもしていただきました。現在いろいろな、議員からご提案もいただきましたし、今後のどういうふうにやっていくというの

は私もまだ詳しくは聞いてはおりませんけれども、今後の展開として我々も常に各施設側と協議はしておるので、ことしのそういう例えは独自企画ですね。やっていくとか、その辺の情報交換であったり、話し合いはしていきたいと思っておりますので、いずれ町民の皆様に楽しんでもらえるようなスポーツ展開であったり、協議してまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長、その公表できない法令的な根拠、ちょっと話してください。

○企画課長（及川 明君） 法令的な根拠というのは特にございませんが、2者で一定の競争をしたということで、提案書そのものもその場限りの取り扱いというふうになってございますので、あえて事業者を公表はいたすべきではないという判断で答えております。

○議長（三浦清人君） ということです。はい、今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私、憶測等いろいろさせていただいた関係で、例えば次の議案で出てくる太平さんとかあるんですから、そういった兼ね合いもあったのかなというそういう思いもありました。課長の答弁及び議長のその法令的な確認もする上で公表できないということで、そこは理解というか、できないということなので、一応理解させていただきます。

新しいスポーツなんですかね、やはりいろいろあると思うので、現在うちの町ですと、アウトドアのこのグラウンドゴルフ等に熱を上げている方たちが結構多いみたいです。それに対して、やはりせっかく立派な施設がこのようにあるので、インドアのこのスポーツ、高齢の方たちが、高齢というか、ある程度年代の高い方たちが熱くなっているよう、そういったスポーツ、当然専門の業者というか、ですので、ノウハウはいっぱいあると思うんですが、なるべく経費のかからない、かかってもできれば自腹ということでお願いできるようなスポーツを今後指定期間内にお願いしていくという、進めていく必要があると思うんですが、その点、最後確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第157号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第158号 指定管理者の指定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第158号指定管理者の指定についてを議題といたします。

局長、説明。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第158号指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日からの5年間、南三陸町平成の森を管理する指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、158号の細部説明をさせていただきます。

私のほうからは、先ほど指定管理者制度のあり方、考え方を申し上げましたので、選定に係る経緯等につきましては、27ページですか、に記載のとおりでございます。なお、事業者の概要等につきましては、生涯学習課長より説明をいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、私のほうから、事業者の概要についてご説明申し上げます。

平成の森の管理運営につきましては、5年間の指定管理をお願いしてまいりましたが、30年度で契約が満了となることから、改めて来年度からの5年間の指定管理者を選定するものでございます。候補者となる太平ビルサービス株式会社は、設立が昭和37年で所在は東京、資本金は2億円となっております。ビルの総合管理を目的とされているようです。平成22年から現在まで、平成の森の指定管理者として管理運営をお願いしてまいりましたが、今回の申請審査により候補者として選定されたものであります。

太平ビルサービス株式会社には、震災前から施設の利用管理に尽力いただき、震災後の来客対応、野球場の改修によるグラウンド芝生管理など、変動が激しい施設の状況の中で管理をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけお聞きします。

先ほども聞いたんですが、管理委託制度のその管理委託する金額ですね。町から管理委託者に支払われるその金額、平成の森ですね。そしてスポーツ交流村。その辺、教えてください。

そして、管理制度がたしか5年ごとだとすると、前回よりはその委託料というか、その辺は上昇しているんでしょうか。その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、私のほうから、これまでの指定管理料を説明させていただきます。

まず、ベイサイドアリーナについては、これまでの指定管理料について、平成21年は4,660万円、約4,660万円でありまして、それから平成22年4,300万円、そして大体それが今現在は4,400万円後ですね、ずっと指定管理料になってます。これが微妙な変動はございますが、変動というのは毎年こちらで施設が例えば改良なったりしたときに、維持管理費とかの関係が変化してきますので、その辺今回の補正予算の債務負担行為の議案もありますけれども、一応限度額上限として設定させていただくものであります。毎年微妙な変化はございます。おおむね現在の4,400万円という数字はずつとその前後の数字でここずっと毎年その金額で推移しております。

続いて、平成の森についてでございますが、大体平成22年2,900万円、それから大体2,900万円の前後いたしまして、平成26年から30年まで2,940万円で指定管理料推移してございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回31年から36年ということで、その間に多分サッカーフィールドのほうももしかするとできるかも、できるというか、そのできるかどうかの予定を伺いたいと思います。

それで、この27ページの資料というか、見せていただくと、主な事業内容ということで、施設の利用の許可に関する業務、そしてあと、施設の維持管理に関する業務、そのようにうたわれていますけれども、実際いろいろな自主事業等のこの企画というか、そういったやつも含まれているのかどうなのか、確認させていただきたいと思います。

あともう1点は、以前指定管理が最初になるあたりに、結構地元雇用の問題というか、ことが結構取り上げられていました。そこで、これまでの指定管理の中で地元雇用が守られていたのか、その状況を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） ご説明申し上げます。

現在、これまで林間広場というサッカーができる広場ですが、仮設住宅が建っておりました。

現在は解体されまして、現在更地になっております。32年の夏に何とか整備が、災害復旧で芝生になりますので、31年度までにはちょっと間に合わないので、32年度の夏には計画としてはそれを利用できるような計画で進んでおります。

それから、自主事業の管理運営ということでの質問ですが、はい、そのとおりでございます。自主事業もそれぞれのスポーツ施設を使いながら、平成の森としてのいろいろな行事をしていただいております。

それからあと、地元雇用の件なんですが、これもおおむね地元の皆様が勤務いただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 芝生のほうは32年夏ごろにできるということで、そういったやつを今後この期間内にどういった形で活用するかということで、やはりもう少し平成の森もスポーツの村なので、今特段目立っているのは楽天の野球、そういったやつは大々的に目立っているんですけども、そのほかのスポーツイベントも徐々に進めていく必要があると思うんですが、そういう取り組み、これは企業努力だけで済むのか、町のほうの何かのこの後押し等必要だと思うんですが、そのところを伺いたいと思います。

あと、地元雇用に関しては、私の知っている限りでは、当初勤めても、すぐ離れてしまったりというか、そういう状況もあったみたいですので、現在のところ地元雇用が何割ぐらいなされているのか、最後伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） これからサッカー、グラウンドゴルフができる芝生のグラウンドが復活する予定でございます。それから、平成の森の野球場ですが、皆様ご存じのとおりグラウンドの整備が本当に日本でも、全国でも有数な芝生とグラウンドになってございます。これによって、平成の森、楽天イーグルスの展開のほかに、現在また新たな事業イベントの申し込みであったりが、話が来ております。プラス、あと施設側としても東北の高校であったり、大学の強豪校に訪問してPRとかも進められております。現在、還暦の野球大会、これも東北エリアの部分なんでしょうか、を計画されていましたり、あとそれから、先日、プ

ロ野球の独立リーグの公式戦もぜひ平成の森でというようなお話をいただいて、それも6月に現在計画中でございます。そのとおり、夏の高校野球の開催でありますとか、それからこれから、今までから少しづつ何か皆様からご利用いただくようなイベントの開催予定、計画になっております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 野球に関しては大分そういった動きがあるみたいですけれども、そこで最後に1点確認というか、宿泊施設があるので、それをもう少し有効に活用する必要も今後あるんじゃないかと思いますが、その点簡単に伺って、終わりにします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） サッカーができる広場については、非常にあの施設もでき上がると宿泊の数が伸びてくると思います。なかなか宿泊先からスリッパ履きでグラウンドに行けるというような施設は全国でも珍しいと思っておりますので、非常に移動が短いところでの施設ということで、非常に以前から好評な施設であります。あとは野球も含めて、これから宿泊者がふえてくるのかなと。やっと本来の平成の森の宿泊施設が有効活用になるのかなと、そういうことを考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第158号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程10 議案第159号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君）　日程第10、議案第159号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君）　提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第159号損害賠償の額の決定及び和解についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年9月13日に発生いたしました公用車の事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　議案第159号について、細部説明を申し上げます。

本件につきましては、職員が運転する公用車の交通事故に伴う相手方車両に係る損害賠償を町が行うことについてお諮りするものでございます。

事故の概要でございますが、発生日時は平成30年9月13日午前10時25分ごろ、場所は歌津管の浜52番地の2、平成の森入り口の交差点でございます。相手方は、宮城県職員が運転する公用車であります。事故の概要でございますが、当町建設課所属の男性職員が運転する公用車が気仙沼市方面に向かって走行中に、交差点で同一方向に走行中の前方相手方車両が信号の変わり目で停止したのに対し、ブレーキ操作がおくれて追突したものです。過失の割合は当方が100%ということでございます。相手方の車両の修理代として、総額31万1,880円を町費で負担するものであります。なお、負担する金額につきましては、後刻、自動車保険で補填を受けるものであります。当該職員に対しましては、安全運転と交通事故防止に十分努めるよう注意をしたところであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君）　細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　はい、7番です。まずもって、10、ゼロ、過失割合が100%、100、ゼロ

ということで、町のほうの職員が悪いということなんですけれども、この相手方のほうは車だけで済んだのか、むち打ち、9月のことですので、むち打ちなどなかったのか、何人乗っていたのか、車だけで済んだのか、その辺をお伺いします。

そしてまた、走っているときだとお互いに割合が違ってくるんですけれども、100、ゼロということはとまった状態に追突していったんだと思うんですけれども、信号の近くなのにそれほど急ブレーキかけてとまれないような状況だったのか、それなりのスピードが出ていたのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 相手方の車両につきましては、物損のみということでございました。幸い、人身事故には至ってございません。それから……。（「何人乗ってたのか、相手は」の声あり）運転手のみでございましたので、1名でございます。

それから、状況的には当方の運転手のほうが、ギアつきの車両、いわゆるオートマでないギアつきの車両の操作で、そのギアの操作を先にしてしまってブレーキがおくれたというようなことでございます。少しそういった車両への適応がふなれだった部分があるのかなというふうには思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） よそ見なんかしないで、そのブレーキ操作の手違いだったということですけれども、運転するにはね、この車両も凶器となります。そういうところをしっかりとして運転してもらいたいと思うんですけれども、今の人たちはオートマになれて、マニュアルは乗れないという人もいるものですから、今後そういう人はできるだけオートマに乗せてマニュアル車を乗せないというような工夫を、そういうことも考えて、事故防止につなげるためにはそういうなれない車を乗せないという方策もとっていただきたいと思います。凶器にならなければいいんですけども、あと人身ね。凶器になったりなんかして、人身事故になったりなんかすると、損害賠償がおどけでないです。示談にならないし。これは、損害賠償額が決まっているので、示談になったと思いますけれども、示談になったんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まずもってギアつきの車の部分ですが、やはり最近オートマの車両がどうしても多い中ですので、やはりそういった配慮なり注意ということは、それぞれの職場、職場でも注意深く車両利用をしていかなければならぬと思っております。それから、示談につきましては、今議決をいただいた後、実際にその支払う金額も確定した上で、相手

方と示談を結ぶというような形で進めたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第159号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第160号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第160号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第160号損害賠償の額の決定及び和解についてをご説明申し上げます。

本案は、台風24号の影響により発生いたしました枯損木倒木の事故に関し、損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第160号損害賠償の額の決定及び和解について、細部説明をさせていただきます。

議案参考資料は28ページから30ページとなります。

内容につきまして、まず議案参考資料28ページをお開き願います。

28ページ、拡大図面により、記載がありませんが、赤く囲んだ倒木箇所から左側に広がっている山林及び採草地が倒木箇所の歌津字白山9番1でございます。この町有林枯損木が、ことし10月1日に発生いたしました台風24号により倒木したため、議案参考資料の29ページ、

30ページを見ていただきたいんですけども、この写真にありますように、資材置き場小屋及び倉庫用コンテナを破損させたものでございます。今回破損した資材置き場小屋及び倉庫用コンテナの修理方法を提示し、被害者の了承を得たため、損害賠償額40万2,948円を町費負担額として確定し、和解について上程させていただいたものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番、及川です。1点、お伺いします。

この写真、コンテナ内部の写真を見ますと、中に何も入っていないようなんですねけれども、実際にはこれ中に入っていたんでしょうか。これが現実だったんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 実際は当時、コンテナ内に資材は入っていました。穴がごらんのようになりますので、一旦資材を取り除いたという内容です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その資材は、雨とかそういうもので何かぬれたり、そういうことというのはなかったのか。この和解するに当たって、このコンテナだけを買いかえるのか。これは修理ではとてもおぼつかないと思うんですけども、新しく買いかえて和解にしたのかどうなのか。中に入っている物まで雨、しけにぬれなかったのか、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 当時のそのコンテナ内に入っていました資材については、被害はなかったというところでございます。このコンテナの修理につきましては、新しく買いかえたとかではなくて、穴をふさぐ工事を行ったという内容でございます。それで和解をしていただいたという内容です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）なければ、終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第160号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第161号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第161号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第161号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員千葉雅久氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となることから、その後任として阿部敏克氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについてご意見を賜りたく提案するものであります。阿部氏は、南三陸町職員として長きにわたり在職され、歌津総合支所長、議会事務局長等の職を歴任し、行政運営にご尽力いただきました。卓越した識見を有し、人権擁護に理解がある方であり、適任と思われますので、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第161号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第162号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第162号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第162号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員中津川洋子氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となることから、その後任として千葉よう子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについてご意見を賜りたく提案するものであります。

千葉氏は、南三陸町職員として長きにわたり在職され、管理栄養士としてご尽力いただきました。卓越した識見を有し、人権擁護に理解がある方であり、適任と思われますので、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第162号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第163号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第163号平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第163号平成30年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、施設管理に伴う債務負担行為の追加の措置を講じたほか、国の補正予算に合わせ各小・中学校の熱中症対策として空調設備の調査業務に係る所要額を計上いたしました。また、第1次整理予算として現時点で整理調整が可能な予算について、所要の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第163号平成30年度南三陸町一般会計補正予算の細部説明を申し上げます。

補正額、それからその総額につきましては、議案として局長に朗読いただいたとおりでございます。その総額につきまして、震災分と通常分に分けますと、通常分が補正額を加えまして82億8,000万円、構成の率では23.8%でございます。残る震災復興分でございますが、265億6,000万円、率にいたしますと76.2%となりました。予算全体に占めます投資的経費の割合でございますが、普通建設事業と災害復旧事業を合算いたしますと、約234億円でございます。率にいたしますと、67.3%が投資的経費の割合となってございます。

次に、3ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入歳出の款項ごとの補正前の額、補正額及びその合計につきましては、3ページから5ページにお示したとおりでございます。さらに、補正予算の詳細につきましては、第3表の説明の後に申し上げたいと思います。では、6ページをごらんください。

第2表の債務負担行為補正でございます。平成30年度から複数年度で事業を実施するもので、新たに6事業を債務負担行為として追加するものであります。

上から、役場本庁舎施設管理業務、平成33年度までの期間で、限度額は3,000万円、施設の保守管理及び清掃委託業務であります。

住民情報システム等新元号対応事業は、滞納管理と健康管理システム改修委託で、31年度までで130万円。

総合ケアセンター南三陸施設管理業務委託は、保守管理及び清掃予算で、33年度まで限度額5,000万円。

スポーツ交流村指定管理委託料は、事業運営の委託で、平成35年までで2億2,000万円。

平成の森指定管理委託料も、事業運営委託で、平成35年までで2億4,000万円。

野球場改修事業は、平成の森球場のスコアボード、バックスクリーン等の施設整備で、31年度までの期間で、限度額1億円であります。

これらは、いずれも平成31年度当初に稼働を要する業務であるため、契約行為を今年度内に行い円滑に業務を進めるために、債務負担行為の追加を行うものであります。

2の変更は、公共土木施設災害復旧事業において、補正前の事業に西戸橋災害復旧工事分を

追加するもので、期間は平成32年度まで、2億4,000万円を追加し、補正後の限度額を8億1,700万円とするものであります。

それでは、8ページをごらんください。

第3表、地方債補正であります。今回、変更として臨時財政対策債の限度額を300万円減額して2億700万円とするものであります。臨時財政対策債は国の交付税の代替財源ですが、今年度分の確定に伴い補正を行うものでございます。

それでは、補正予算の詳細について説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。

まず、歳入から、主な補正予算を中心に説明をさせていただきます。

歳入の8款1項1目地方特例交付金、平成30年度交付額が確定により910万4,000円の増でございます。

9款1項1目地方交付税、こちらも確定に伴い増額補正を行うものであります。内訳は、普通交付税の確定で5,848万4,000円の増、これによって平成30年度の普通交付税の総額は31億5,800万円となります。31億5,800万円です。これは前年度と比較すると、9,500万円ほどの減になります。率にしますと2.9%の減となりました。

次に、震災復興特別交付税は、各種復興事業の実績に応じて6億500万円を増額するものであります。主な増額要因は、水道事業会計の補助金の5億1,000万円などがございます。

次に、12ページをごらんください。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節の農業費補助金の中の東日本大震災農業生産対策交付金138万6,000円の追加につきましては、圃場整備地区の土壤改良事業に対する補助金で、補助率100%であります。下のみやぎ農業・農村活性化支援事業交付金104万3,000円の追加は、農業法人に対する農業機械購入の補助財源で、県費補助が3分の1となっております。

3節水産業費補助金は、石浜、平磯、長清水漁港のラバータラップ等の整備補助財源で、県費2分の1となっております。

14款3項2目1節農業費委託金800万円の追加は、泊浜と西戸地区の圃場整備地区の換地業務について、県から委託金を受けて実施するものであります。

15款2項2目1節土地売払収入1億3,988万8,000円は、警察署建設用地等の売り払い収入でございます。

13ページをお開き願います。

16款寄附金 1 項 2 目 1 節震災復興寄附金1,500万円であります。11月末の実績74件相当分を予算として計上いたしました。

17款繰入金 1 項 2 目は農業集落排水事業特別繰入金260万円、袖浜地区の排水管移設工事に係る財源であります。

17款 2 項 6 目復興交付金基金繰入金 1 億276万4,000円の増、主な内訳は、災害公営住宅家賃低廉化事業分として約7,000万円を、それから漁港照明施設調整設計委託料として3,600万円を計上しております。

10目財政調整基金につきましては、財源調整のため 1 億円を繰り入れております。

14ページ、19款 4 項 2 目雑入61万3,000円につきましては、志津川西復興住宅での火災復旧工事に係る共済金であります。

続きまして、歳出補正を説明させていただきます。15ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費の備品購入費200万円は、文書保存庫用の棚を購入するものであります。

14目地方創生推進費の2,397万8,000円の減、こちらにつきましては、報酬と委託料ともに地域おこし協力隊事業の今年度事業実績に基づき予算を整理するものであります。

16ページ下段、ごらんいただきたいと思います。

3 款 1 項 4 目の障害者福祉費でございますが、めくっていただき17ページの上段をごらんください。

23節償還金利子及び割引料833万4,000円の増につきましては、障害者・障害児に係る各種事業の過年度実績確定に伴い、それぞれ国、県に返還するものであります。

4 款 1 項 4 目環境衛生費の工事請負費828万7,000円の減は、いずれも予算執行残額を整理するものであります。

続きまして、19ページ、4款 4 項 1 目上水道費、水道会計補助金5億1,218万円であります
が、これは戸倉浄水場にろ過器を整備するための予算と、それから派遣職員の入件費を含めて計上しております。

5 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費13節委託料138万6,000円の増、こちらは在郷、板橋、廻館、泊浜の圃場整備地区の土壤改良の予算であります。

次に、19節負担金、補助金211万1,000円の……。失礼しました。改めます。5目の農業農村整備費の工事請負費710万円の増は、活性化センターいづみの外装補修並びにLED化などに係る工事を行うためのものであります。

20ページをごらんいただきます。

5款2項2目林業振興費19節負担金、補助金の1,500万円の減ですが、南三陸材利用補助金を当初は70件相当分見ておりましたが、上期の利用状況から30件分を減額するものであります。

5款3項2目水産振興費、負担金、補助金の水産ブランド化推進補助金は、当町が進める水産物のブランド化として取り組むASCの更新に係る費用に対して一部助成を行うものであります。その下のホタテ養殖緊急支援補助金150万円は、今年度発生いたしましたホタテの貝毒により大きな被害を受けた漁業者に対して補助金を出して支援するものであります。

4目漁港建設費13節委託料の中の工事発注者支援業務委託料3,000万円は、稻淵漁港並びに平磯漁港の発注支援であります。

15節工事請負費の漁港機能増進工事410万円の増は、石浜、平磯、長清水漁港のラバータラップ及び船揚場滑り材の工事に係る予算でございます。それから、町単漁港建設工事1,000万円の増につきましては、草木沢船揚場背後用地の整備費であります。

6目海洋資源開発推進費は、ラムサール登録に伴い、公式のレセプション開催に係る予算であります。

21ページ、6款商工費1項5目観光施設管理費、工事請負費320万円は、アサヒビールホールディングスからの寄附金を充てて、荒島パークに遊具を整備するものであります。

22ページ、9款教育費1項2目事務局費、文部科学省が近年の夏の気温の上昇を踏まえ、全国の小・中学校のエアコン整備を進めることを決めたことに伴い、当町におきましてもその予算を活用した整備を進める方針となり、設計業務予算として2,000万円を計上いたしました。

9款5項3目13節委託料2,200万円の増は、債務負担行為で申し上げた平成の森整備に係る業務委託であります。

24ページ、10款1項3目漁港建設災害復旧費の13節委託料ですが、町内各災害復旧工事対象漁港の工事発注に当たり、支援業務を委託するための予算でございます。

15節工事請負費につきましては、町単工事400万円は、田の浦、折立、長清水などの湾内瓦れき撤去予算であります。漁港施設復旧工事のうち4,000万円を、22節の補償費に組み替えております。

25ページ、同じく10款の3項1目消防防災施設災害復旧費、備品購入費につきましては、消防ポンプ積載車並びに消防ポンプ自動車に係る予算でありますが、平成30年の予算に見込み計上しておりましたが、国からの予算配分が平成31年度で確定しましたので、本年度予算か

ら一旦減額し、改めて31年度の予算によって整備を行うものであります。

その下の23節、66万9,000円の減額は、不祥事案に伴う国への補助金返還が終了したことにより、加算金の予算残を減額するものでございます。

12款1項1目復旧管理費25節積立金は、復興交付金基金への積立金3億2,914万2,000円で、内訳は過年度事業積み戻し1億9,300万円、町有地売り払い分が1億3,500万円となっております。

26ページ、12款3項1目委託料800万円の増は、泊浜、西戸の圃場整備に係る換地委託でございます。

その下、6項5目復興地域づくり加速化事業4,500万円の増、それから漁港照明施設設置調査計画業務委託料は、町内の19の漁港に係る風力や太陽光などを利用したハイブリッド照明や、航路標識などの設置に向けて調査を委託するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑をする際には、ページ数を述べてからお願いをいたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、最初に何点か伺いたいと思います。

まず、ページ数、13ページ。寄附金について伺いたいと思います。

先ほどのアサヒグループさんからの寄附なんですかけれども、行政報告でもあらかじめ確認させていただいたんですが、再度、300万円寄附ということなんですが、その経緯とその理由、以前も寄附いただいたというんですけれども、もう少し具体にお聞かせ願いたいと思います。あともう1点、その寄附のあれなんですが、関連になるかもしれませんけれども、福興市で毎回何か支援金というか、義援金なのか、寄せられているみたいなんですが、そのお金はどのような、寄附金とかそういうのに入るのか、それとも実行委員会さんへのあれなのか、伺いたいと思います。

15ページ、地域おこし協力隊の減額となりますけれども、これは人数集まらなかつたというか、そういう事案だと思うんですが、そこでお伺いしたいのは、町はこの協力隊員さんたちの力をかりて、どのようにこの町を元気にと考えているのか。これら、簡単でよろしいでするので伺いたいと思います。

次、19ページ、戸倉浄水場、水道事業会計補助金ということで、戸倉浄水場のろ過器をかえるということなんですかけれども、そこでお伺いしたいのは、現在戸倉団地から水戸辺川のほうに通じる道路が、散歩とかそういう感じで通行できるのかどうか、その点、関連で伺い

たいと思います。あともう1点、昨今、改正水道法でみやぎ方式ということで水道事業の認可、施設の所有権を県が持ったまま、長期運営権を民間に売却できるという、皆さんご存じのコンセッション方式ということで、先月の29日ですか、参議院の厚労委員会で村井知事が参考人として出席したそういった経緯の中、宮城が先走りの感があるというそういう報道もなされています。将来的には、私、外資の参入等の不安もぬぐえない中、町としてこれからこの法改正に伴いどのように対応というか、向き合っていくのか。まだまだ先のことだとは思うんですけども、簡単にこれも伺いたいと思います。

次、20ページ、南三陸材利用促進ということで、こちら減額になっていますけれども、説明によると、家も大分建ってきたので減額という、そういう答弁がありました。そこで改めて来年度以降どのような形でもっていくのか。あともう1点、関連なんですかけれども、南三陸材の利用ということで、実は商店街の建物と建物の真ん中の部分に、私先ほども行って見てきたんですけども、仮設の商店街では、寒さの対策か、風よけのためにビニールで以前向こうにあった仮設のときはしていたんですけども、今回はガラス戸で基礎もあるというか、しっかりとしたような囲いが設けられるみたいなんですけれども、その点に関して、町で補助とかあったのかが1点。もう1点は、デザイン的に大分変わってくると思うので、こういった作業というか、町のほうで知り得ていれば、デザイン的に限さんの事務所等にこの了解というか、打ち合わせ等あったのかどうか、伺いたいと思います。

長くなりましたが、最後1点、同じく20ページ、水産振興事業費ということで伺いたいと思うんですけども、これまた70年ぶりの抜本改革ということで、漁業法が改正されます。企業の資本や技術を生かし、漁業を成長産業へというそういう狙いみたいですが、現場の漁業者の方たちからは、漁業法の地元優先をなくし、海や農村の荒廃を招きかねないと不安や懸念の声も上がっている中、主な柱として、船ごとに漁獲量を割り当てる資源管理の導入、もう1点は、養殖、定置網の2つの漁業権を地元優先枠をなくすという、そういったやつが柱みたいですが、昨今2013年あたりで全国の漁業就業者数が18万人、この30年で6割近く減っているというそういう中で、当町、町長いつも言っているように、水産業が柱だというそういう思いの中でまちづくりを進めている。だから、今回のこの漁業法改正に対して、町はどのように受けとめているのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、何点かご質問がありましたので、済みませんが、私の分のところで答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、13ページの寄附金、アサヒグループホールディングス寄附金についてでございますが、当初合併前の状況だったと思いますが、旧志津川町時代からアサヒビール株式会社様よりいろいろと寄附を頂戴しているという経緯がございました。その後、震災を受けて、今度はアサヒグループホールディングスが東北3県、被災3県に対しまして、東北復興応援という事業で「ともに未来へ」と、2020年まで支援していきましょうということを表明されております。その一環といたしまして、今回、当町のほうに300万円のご寄附を頂戴するという経緯になりました。これにつきましては、行政報告の際もご説明をさせていただきましたが、荒島楽天パークに子供たちから要望が多かったターザンロープと言いまして、2つの支柱の間にロープを張った物をぶら下がって滑っていくという遊具を今回設置をさせていただくという内容でございます。

それから、2つ目、ページ、15ページ、地方創生推進費の地域おこし協力隊関係の予算の減額でございますが、本年度当初予算におきまして、年度16名の隊員を採用を目指して、前年から引き続きの隊員も含めてという、継続隊員も含めてということになりますが、年間に16名の隊員のご活躍をいただきたいということで予算を確保させていただきました。年度間、鋭意募集に努めてまいりましたが、当該年度の最終の人数の見込みが11名となりましたので、今回第1次整理予算ということで5名分の予算について整理をさせていただくという内容でございます。したがいまして、報償費について1,400万円ほど、それから委託料で980万円ほどの減額という内容になってございます。

なお、地域おこし協力隊につきましては、総合戦略においても町の関係人口をふやしていくという内容で取り組みを進めている一環でもございますし、さらに当町においてはその定住というところを見据えた中で、何を思ったらこの町に定住していただけるのかというところを考えまして、「Next Commons Lab南三陸」という仕組みをつくりまして、当町の地域の皆さんとかかわりを持っていただいて、そこで新たなビジネスを起こしていくいただくと。それで町ににぎわい等をもたらしていただきたいという考え方で進めていることでございます。なお、さらに言いますと、震災によりまして多くの事業所も被災をしているという状況で、残念ながら事業を再建できないとか、廃業されているという方もいらっしゃいますので、そういった観点からでも新しい事業のきっかけづくりにもなっていけばというふうに考えて事業を進めているところでございます。

ちょっと飛びますが、あと最後、商店街の質問がございましたので、先に答えさせていただきますと、今回、フードコートですね。「さんさんコート」という名前だったと思いますが、

そこに冬用の囲いを設置するというようなものに対して、町からの補助はございません。したがいまして、意匠につきまして詳細は確認はしていないんですが、隈事務所との連絡調整はしているものというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） その前にね、農林水産課長。かってにうろちょろ歩かないように。

（「はい、済みません」の声あり）議員たちだってね、立つときには議長の許可をもらってやっているんだから。前にも話したはずだよ。懲りないというのか、わからないというんだか、職員たちは。気をつけるように。（「はい」「水道だべ。水道」の声あり）え。（「もう一つ、答弁」の声あり）商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 済みません。一つ、答弁漏れがございました。

福興市に対する寄附金というご質問がございまして、福興市は福興市実行委員会が行っている事業でございますので、当該寄附金は実行委員会の収入になっているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 考え方ですので、2つについては私のほうから答弁をさせていただきますが、1点目の水道法の関係でございますが、基本的にコンセッション方式ということで、今お話のように知事も国のほうに行って参考人として意見陳述をしたということでございまして、宮城県が前のめりって、浜松市のほうもそうだという状況でございますが、基本的にこれはやはり民間が参入をするということになれば、当然のごとく一定規模以上の配水、いわゆる給水世帯数あるいは給水量等々が想定がないと、なかなか民間もそこで利益を上げるというわけにはいかないというふうに思いますので、当町のようなと言いますか、非常に狭い地域で、しかも世帯数も小さい、少ないとということになれば、当町に民間が参入をするというケースというのはなかなか想定しにくいだろうというふうに認識をしてございます。

それから、2点目は漁業法の関係でございますが、いろいろ新聞報道等、あるいはテレビでもそうなんですが、漁業者の皆さんいろいろ不安を感じているというふうについては十二分に承知をしてございますが、知事もお話ししていますように、いわゆる区画のあいているところをどうするかということがありますので、基本的にそうでない地域に民間に配付をするかということになると、これはなかなか難しいというお話をしてございますので、当町はある意味、湾内でそれぞれの漁業者の方々が養殖を展開しているというところでございますので、当町にそういった民間が入ってくるということについては、なかなか想定しづらいんだろうというふうに認識はしてございます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 沖田団地から在郷地区への道路の関係でございますけれども、道路の途中に戸倉浄水場、それから戸倉配水池がございます。施設の安全管理上、フェンスあるいは門扉等を設けておりますので、通り抜けはできないようになってございます。

○議長（三浦清人君） みんな終わったかな。福興市の関係は。福興市終わった。（「はい」の声あり） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 質問の中に、商店街の建物と建物の間に町産材が使われて、その補助があったかどうかというふうな部分ですけれども、あくまで今回の南三陸産材につきましては、住宅というふうなことでございますので、この商店街の部分に関しましては補助は入っていないというところです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず、寄附金のほうなんですけれども、アサヒビールさんからジャングル何とかというやつが今回荒島のパークに入るわけなんですけれども、いろいろ先ほど見てきたんですけども、遊具がふえてきて、案外今回のやつは結構危険というわけではないんですけども、何かの事故みたいなのが起きる心配もなきにしもあらずなんですが、例えばそういう形だけが等の事故があった場合、町ではどういう対応になるのか、その点。何も遊具が悪いというんじゃないなくて、安心・安全を考えた場合に、そういうところも少し考慮する必要があるんじゃないかと思うんですが、そのところをどのように考えているのか、伺いたいと思います。

あとはもう1点、先ほど関連で聞いた福興市での、何か私実際行ったことがないんですけども、写真等報道のあれで見ると、毎回のように何か裏日本のほうの方たちの思いが届けられるというか、そういうことを確認していまして、何かああいった公の場で受け渡しとかなると、私初め、何か町への寄附というか、そういう思いにもとられると思うんですが、先ほど課長答弁では、実行委員会さんへの支援金というか、そういったことだということでわかったんですけども、どうも誤解を招くと言ったら変な言い方なんですけれども、たしか先月、今月、先月の広報にも県負担分の義援金なりの配分等載っていましたので、そのところはどうなのか、再度伺いたいと思います。

あとは地域おこし隊員さんのあれですけれども、大体あれなんですが、地域にぎわいをということで、私もこの活動内容等いろいろ確認させていただいたんですけども、関連するような事業というか、何点か、例えばモバイルの何か木でできたあれとか、商店もそういう

たやつでつくるという、そういったやつとか、あとワイン等、あとはイタリア料理の研修、そして今回無農薬でやるというので、そういった食材等も研究というか、していただけて、ある程度さきの一般質問の方じゃないですけれども、歌津のほうにでもそのイタリアン街みたいな何かができると、地域が各地域にぎわいが出るんじゃないかという、そういうある程度縛りをつけると、自由な事業というか、展開できないんでしょうけれども、そういったところも見ていくのかなという思いがあるので、そのところを確認させていただきます。

あともう1点、この協力隊員さんの事業内容で、入谷地区さんとか、歌津のほうにも染め物の方とかいるみたいですねけれども、戸倉地区には何かほとんど空振りのような形でないので、そういったところも検討できるのかどうか、今後、伺いたいと思います。

次、水道の関係ですけれども、道路中断となっていると、あそこ、以前私聞いたときは、もと向こうに住んでいた方たちが朝晩散歩できるように、通過というか、できるというようなそういう話も聞いていたんですけども、私も今後少し落ちついたら現地確認させていただきたいと思うんですが、あそこのところ通過できるようにする考えが今後あるのかどうか、伺いたいと思います。

あと、改正水道法に関しては、町長、規模が小さいから当自治体は大丈夫じゃないかというそういう答弁あったんですけども、県はこの将来的にというか、水道水を市町村に卸売りをする事業でのコンセッションを検討しているということみたいなので、そういうこともおいそれ言っていられない状態になるかもしれませんので、再度考える必要があるんじゃないかなと思います。もちろん、家庭に飲み水を配る市町村の水道事業とは事情が違うような形なので、物価の変動などで水道料金が上がる計算方法も検討されるという、そういうちょっと安心・安全な水を使わせてもらうには不安が広がるような今回の改正法ですので、もう一度答弁いただきたいと思います。

漁業の抜本改革に関しては、昨今県で一つの漁協になった関係で、いろいろこれから難しくなると思うんですけども、その点に関してもう一度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

議案第163号一般会計補正予算の質疑を続行いたします。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、初めに、先ほどの私の答弁の中で一つ訂正をさせていただきたいんですが、アサヒビル株式会社様からの支援が旧町時代からという発言をしたんですが、今、休憩時間に確認したところ、合併後ということでございましたので、震災前ということからのおつき合いということで訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それで、いただいた遊具につきましては、せっかく設置いたします遊具ですので、楽天荒島パーク、非常にロケーションもよくて、あそこの中で小さな子供たちの楽しい声が聞こえるというのは、非常にこちらも設置してよかったですというふうに感じているところで、また新たな魅力が追加できるということは非常にうれしく思っているところでございます。なお、遊具につきましては、確かに危険を伴う部分もございますので、遊具に起因するような事故が発生しないように、施設の維持、点検、補修等々については意を用いてまいりたいと考えてございます。

それから、福興市の関連でございますが、福興市、震災の翌月から始まりまして、既に80数回を数えているということでございます。それなりに実行委員会含めて努力があつて継続してきているというところもございますし、多分議員が目に触れたという報道も、福興市を多分ご紹介している中でのそういう寄附があつて受け取りをしましたというようなところの内容をごらんいただいているというふうに思いますので、これまでのおつき合いがあつて、また、南三陸町を盛り上げてくれよということでいただいているということもございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

それから、地域おこし協力隊についてでございますが、平成28年度から当該事業に取り組みをさせていただいております。当初、3名でスタートいたしました隊員につきましても、本年度の見込みとして11名という規模まで拡大を図ることができたということでございますので、当町の規模感からすると順調に推移をしてきているものというふうに感じてございます。かつ、それに伴いまして、取り組む内容等々もふえてございまして、先ほど議員からご紹介がありましたとおり、それぞれの隊員が協働することによって、また南三陸町の新しい価値観が生まれていくということは、もちろん十分に考えられますし、既に動き出しているプロジェクトもございます。ですので、引き続き、余り連携にとらわれ過ぎると、本来自分がすべきところを見失うということもありますので、そこはしっかりと町といたしましてもサポートしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、戸倉地区というお話をございましたが、当町の地域おこし協力隊の制度の特徴の一つが、地域の皆さんと協働でプロジェクトをつくっていくというところがございます。ですので、必ずパートナーシップを組んでいただく方が町内にいらっしゃるということが一つ魅力というところもありますので、もし戸倉地区の方々でぜひ協力隊を迎えて、何か新しい魅力づくりであったり、地域課題を解決して新しい価値観を生み出していこうというようなお声がありましたら、事務局である商工観光課にお声がけをいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 遊具での事故についてのご質問でしたが、やはり管理側の責任として問われるような内容の場合には、設置者のほうの責任ということで賠償責任、この議会にお出しした上での処理ということになりますが、一般的な利用の中でのこけてしまったとか、つまずいてしまったとかという部分での利用の場合でのけがというのは余り、余りと言いますか、町側の責任ということにはならないだろうというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 沖田団地からリアスの森を経由いたしまして在郷地区へおりて、いく道路の関係でございますけれども、沖田団地から戸倉の浄水場手前までは車で行けるんですが、浄水場から在郷地区におりて、いくところにつきましては、道路幅が狭いものですから、車は通れません。それで、地域の方々が散歩で利用する分につきましては、特に問題はございません。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 冷静にと言いますか、今野議員も経営者のお一人ですので、管もつながっていないこの南三陸に、あえて管までつないで、しかも規模として、いわゆるマーケットとして非常に小さい脆弱なこの南三陸町に水道を送るということについては、常識的に考えてあり得ないだろうというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 福興市の実行委員会の寄附ということでわかったんですけども、何か見ると、これ出店している方の寄附みたいなので、そうすると何か身内同士のセレモニーみたいな感じがすると思うんですけども、それはそれでどうもはたから見ると、町とかそういった町の事業ではなく実行委員会の事業なんですけれども、そういう錯覚のようなものを覚えている人も何人かいたみたいなので、一応指摘させていただきました。

あと、協力隊員さんのほうなんですかけれども、連携ということで、いろいろ各種できそうなやつもあるんですけれども、将来的にこの町でそういった事業で売り上げなり収益を得てしていくというのは、結構難しいと思うので、本当にこのいい感じで連携していかないと、そのところをもう少し詰めていく必要があると思います。そこで、最後、協力隊員さんに関して伺いたいんですけれども、私、年間1人200万円ずつの活動費があるということで、結構200万円だと使えるんじゃないかというそういう思いがあつたんですけども、実際、隊員さん自身が使っているお金というのは、確認させていただいたら、50万円前後ということで確認させていただいたんですけども、そのほかの部分はコーディネートなり委託しているところに多分いろいろなイベントや事業なり研究のために使うんだと思うんですけども、やはりこここのところ、内実ちょっと私確認しかねたんですけども、実際もっと150万円とか、自分で使えるお金でやっていくと、より事業のほうも、私は充実という言葉も変なんですけれども、やっていけるんじゃないかという、この4分の1ぐらいのお金だと、どうしてもある程度何か制約されてはいないんだろうけども、はたから見ると制約されているような感じがするので、そのところをもう少し見直していかないと、例えば課長先ほど説明あったように、3人から11人にふえた。途中、いかなる理由か若干辞退というか、した方もいるみたいですけれども、今後順調に伸ばしていくには、やはりその自分で自由に、自由にという表現も変なんですけれども、使えるお金をふやしていくことも、今後隊員さんをふやす要因の一つじゃないかと思うので、そのところを再度確認させていただきたいと思います。

あと、水道に関しては、町長先ほどまだ管も通っていないというそういう答弁なんですけれども、これも復興のお金で今回新たになるもので、今回のこの改正等はほかの大きな都市部の自治体あたりでは水道管の老朽化の布設がえの費用とかもそれも随分絡んでいるみたいなので、先ほど町長の答弁のあれですと、管が新しくなるので、その件に関しては大丈夫だと思うんですけども、それにしろ、今後水道法が改正されたということで、いろいろ町のほうでもそれに対するしっかりした対応というか、研究、その他必要だと思うので、そのところの心構えを確認させていただいて、質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず、寄附の件でございますが、もちろん受け取る側の事情もございますが、寄附していただける方のほうの事情もございますので、そこはご理解を賜ればというふうに思います。

それから、地域おこし協力隊の活動に関するお話ですが、地域おこし協力隊、全体として上

限が年間400万円というふうに定められております。上限ですね。上限。その中で、いわゆる報酬としてご本人が受け取れる上限が200万円ということになりますので、差し引きますと200万円が活動の経費ということになります。現在、そこからご本人が直接的に活動する経費とあわせまして、全体のコーディネートをするために必要な費用を頂戴しているというような状況で今活動を進めているということでございます。考え方といいますか、になると思うんですが、着任1年目ですね、自分のやりたいことを何かすぐ始めてみてくださいと。それが順調にいくかどうかということではなくて、例えば3年先にこういうところの目標に向かって進んでいきたいということに対する準備経費というふうに私は考えてございますので、必要な部分は今後協議はさせていただくんですが、募集の段階からあらかじめそういった部分も隊員の皆様にはお示しをさせていただいて、ご理解もいただいているというふうに思ってございますので、提案ということは一応受けとめさせていただいて、今後も引き続き隊員の募集に取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、その中で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 水道の基本は安全・安心な水を安定して供給をするという水道事業の一つの理念でございますので、それをしっかりと堅持をするということが非常に大事なんだろうというふうに思います。そのように我々としても取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か質問したいと思います。

11ページの13の国庫補助金の件ですが、ことと、あと歳出の25ページですね。25ページのここも災害復旧費ということで、関連があるので二つ合わせたような形で質問いたします。

不正請求の特別委員会も開かれましたが、今回この国への返還金ありますね。この5,066万6,000円ですか。この分の返還で、今回町へ来た交付金としての返還はこれで終わりなのか。あと、返還に当たって加算金が発生していますが、この件に関しても、この歳出のところに66万9,000円というような数字が出てきていますが、この不正請求によっての町の損害的な意味合いでは、現実的には町出資としてどれぐらいの町の財産が使われるのか、ちょっとその辺初めにお聞きします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 初めに、誤解のないように申し上げさせていただきたいと思いますが、不祥事案とこの今回の備品の車両の関係は全く別物であることをまずお話をさせていた

だきたいと思います。

歳出で申し上げた23節の償還金利子及び割引料66万9,000円の分が、その件にかかわるものということで立て分けをつけてご説明をさせていただきたいと思います。したがいまして、議員ご質問の部分につきましては、特別委員会のほうで資料をお示しておりましたが、屯所の分の整備に係るいわゆる補助金の認定されなかつた部分として、7,000数百万円のいわゆる補助金が受け取れなかつたという部分でございます。今回の部分につきましては、消防積載車が4台分、それからポンプ車が2台分合わせてこの7,600万円部分を平成31年度事業として整備を進めていくというものでございます。

○議長（三浦清人君） 課長、実際のそのことによって、実際の町が損害額は幾らかという質問なの。

○総務課長（高橋一清君） 厳密に申し上げますと、特別委員会のほうでも申し上げましたけれども、そのいわゆる町の損害と明言といいますか、言い切られるものではない部分があるということでお説明しております。ですので、なり得るという言い方の中で7,000数百万のご説明をしてきたところでございます。

今回、その一部分ですけれども、66万9,000円部分については戻すということになりますので、お話をしてきたもとからこの分は減額されるということあります。

○議長（三浦清人君） 課長ね、なり得るとか何かって、まだその実際の損害額が確定しないということですか。（「ええ」の声あり）前の特別委員会とも調査も入っているんですが、幾ら請求、損害請求をする額ではなく、実際に今の段階でまだわからないということ。町が損害なった額が。まだわからないということ。（「そうです」の声あり）損害請求する額を聞いているんじゃないんですよ。実際町がこうむった額は幾らかという質問なんです。（「議長、済みません。ちょっと資料をその分持ってきてないんですよ」の声あり）

暫時休憩します

午後2時45分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 特別委員会の中でも非常に説明が複雑になっておりました数値に関してございます。法令上の解釈がかかわってきて、どの部分が町のいわゆる損害、損失と

定義できるのかということは、その時点でも法律事務所のほうに相談をしている段であるということは、いまだに変わりございません。ただ、我々事務方のほうで補助金として本来全てが正当に手続がなされて、国のほうでもそれを承認してもらえたというふうに想定をすれば、7,712万9,715円という数字で皆さんのはうには資料をお示しさせていただいております。ただ、前段申し上げましたとおり、既に町の予算で正規に整備が整っているという考え方からすれば、法的にそのように分類されるべきかどうかというのは、いまだに法律事務所のほうから明確な回答をいただいておりませんことを申し添えておきます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私がその人を使ってこういった不正でもって国のお金を不正に受給したことであれば、今回の申請に当たって工事が完了している分と工事が完了していない部分、その工事が完了していない部分があくまでも町の私は損害だと思います。それに結局加算金を足した額が、基本的にはその当該職員が起こした問題の金額に相当するのかなど、私はそんなふうに考えます。

そういう中で、今、弁護士さんが一生懸命頑張って町の何とかその問題に関していろいろなことを考えているというような状況の中で、最終的にはどんな方向に行くのかというのは、とりあえず今後もその件に関する特別委員会の中でやっていくことだとは思いますが、特別委員会は基本的に町のほうである一定程度の結果が出た時点で、特別委員会に「今の状況はこうです」というような方向とか進捗を示すものだと思いますが、それがいつになるかわからないということはやはり当該職員も町にとっても、やはりお互い不幸なことだと思いますので、その辺を私は心配して、今回この5,000万円ですね。返還金があらわれましたから、この返還金に今の総務課長の話ですと7,700万円云々というお金があったらば、まだ問題を起こした当該職員にこの差額分を国のはうに返さなきやならないのかなという感じの感覚で今の説明だとですが、私はやはり完成した部分に関しては、とりあえずそれに関しては問題なく、そして完成していない部分に関して不正請求ということで町のはうにマイナスを与えることだと思いますので、単純に考えればそうだと思うのですけれども、何か難しくて、担当課長が総務課長であれば、その辺は弁護士さんといろいろな案を考えながら言っていると思うんですけども、なかなか見えてこない。一番それ心配しているのが、私は本人と家族だと思います。

今後、弁護士を立てて、刑事か民事か、刑事はないというような話を聞いていますが、その方向性というのは今後いつぐらいをめどにわかってくるのか。それが3カ月、4カ月、5カ

月とそのまま置いたままずっとそのままになって結果が出ないのか。ただ、この問題というの大きな意味を含んでいると私は思います。職員のミスであっても、結局一般財源、町民のお金を使うわけです。町民のお金を町のほうのミスで一般財源から回すということに関して、町民のほうからこの問題に関して町の財源の使い方、それに関して住民監査請求とかいろいろなことをやはり言う人がいると思うんです。そういういたときの対応というのも今後の弁護士さんとの相談の中でしていくということでしょうか。そして、町がこうむった被害、その分全額を当該職員のほうに求めていくのか。その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君）　この5,500万円の内訳をもう一度説明してください。内容がわかったのか。それと、4番議員ね、これは特別委員会に付託もしてありますから、詳細にわたってはその特別委員会でもって発言をしていただきたいというふうに思います。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　もう一度申し上げさせていただきますが、今回、歳入に5,066万円とありますね。これと、歳出の7,600万円とこうございます。これが、歳出で取っていたポンプ車の予算を削ります。さらに、その部分に国から入ってくることになっていた5,060万円を国にお返しするというだけですので、議員がご質問されている案件とは全く別のもので、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君）　4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　特別委員会……、いいですか。（「はい」の声あり）特別委員会が立ち上がりっていますので、その中で再度詳しく、ちょっと余りにも難しい問題なので、私も理解できない部分がありますが、ただ、このポンプ屯舎の結局災害復旧ということで、まんざら関係ないわけではないと思うんですけども、このお金の支出とか、収入支出に関して、関係ないような話をしていますけれども、私は関係あることだと思います。ただ、議長のほうからも指摘されましたので、特別委員会、ある程度目標を立てて特別委員会の開催を、ある時点の進捗までの報告を町に求めまして、私の質問を終わります。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　済みません。先ほど歳入の部分を「補助金を返す」という表現をしてしまったので、また誤解を招いてしまいますので、補助金は来ていませんので、予算だけ減額するという意味でございます、歳入は。よろしくお願いいいたします。

○議長（三浦清人君）　ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって、6ページの債務負担行為補正の中から、追加の部分です。役場本庁舎施設管理

業務から、平成野球場の改修事業までのこの限度額が、額が引き上がっていますけれども、まずもってこれを単年度であらわした場合ですね。単年度ごとの委託の額をお伺いします。

その中で、先ほどの議案の中でスポーツ交流村の指定管理委託料がJV、共同体になっておりました。企業体ですね。セントラルスポーツさんと株式会社オーエンスさんとなっていましたけれども、この5年間ですね。今後5年間、この両者でいくわけなんですけれども、この少ない委託で2つの大手が、2社が入っております。そうした場合、この2つの企業体がうまくやっていけばいいんですけども、5年間のうちでいくうちにどちらかが有利性になって、ずっとうまくいけばいいんですけども、そういうふうなどちらかが残る、どちらかが外れるというような、そういうような懸念がされないものなのかどうか、その辺をお伺いいたします。

そして、次に、それから18ページですね。済みません。18ページではなくて、20ページ。20ページの最初で、5款農林水産業費の4漁港管理費の中で、19負担金、補助及び交付金300万円です。この中でホタテ養殖業緊急支援補助金150万円出ております。説明の中では個人にということなんですけれども、これは今後ともあり得る海流の変化などで自然界相手ですから、来年もまたこういう状況が出てくるのかなと推察されますけれども、漁業者、ホタテ業者全体に行き渡るぐらいの支援金だったのか、それとも漁協を通じての、ピックアップして漁協を通じての補助だったのか、その辺をお伺いいたします。

それから、26ページです。12復興費のなかの復興地域づくり加速化事業費の中で4,500万円の委託料ですけれども、漁港照明設備設置調査設計業務委託料4,500万円ですけれども、これは各漁港の街灯というふうな話なんですけれども、全漁港に街灯がつくのか。冬場だと4時過ぎると暗くなります。朝も日が遅いですので、設計業務と言うんですけども、どのぐらいの地区、全体なのか、できれば全漁港に、作業をするのに支障があるので、全漁港に設置が必要かと思われますけれども、どの程度の設計委託なのか、中身をお知らせください。

○議長（三浦清人君） まずは債務負担行為。企画課長。

○企画課長（及川 明君） 私が担当します債務負担行為の関係、6ページ、2段目の住民情報システムの新元号対応につきましては、30年度から31年度ということで、実際の配分は30年度はゼロ、31年度で130万円というふうになってございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 平成の森の野球場の改修事業、期間が30年度から31年度までということで設定をさせていただいてございます。今回、この時期にというのは、約、整備するの

に半年ほどの工期を要するということで、年明け早々に工事を発注しないと間に合わないと
いう状況でございますので、30年度についてはゼロでございまして、改めて31年度に必要な
予算を計上するという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 役場本庁舎施設管理業務につきましては、30年度からというところ
になっておりますが、実際は31年度から業務が入るというところで、3年間分というところ
ですので、単純にはこれを3で割っていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 私のほうからは、スポーツ交流村と平成の森の説明をさせてい
ただきますと、30年度は今ちょうど30年度まで指定管理の契約をしておりますので、31年度
から35年度までになります。スポーツ交流村については、4,400万円を上限という形で今大体
5年間を考えております。それから、平成の森については、31年度は野球場の整備経費がか
かってくることから、31年度については3,600万円を今考えております。そして、32年度から
は、林間広場のサッカーができる場所が復活するということで、その管理経費がそれもかか
ってくるものですから、大体5,100万円を今、その後32年度から4年間を上限額としてそれを
考えております。あくまで上限なので、今後の経費についてはそれ以内でおさめられればと
思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、総合ケアセンターでございます。総合ケアセンター
につきましては、役場本庁舎と基本的には同じ考え方ですので、31年度からの分になります。
ですので、総額で3カ年分ということになりますが、あくまで上限でございますので、今後
30年度内に今度契約手続のほうを淡々と進めて、お認めいただければということになります
けれども、進めていくということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 答弁漏れありました。

スポーツ交流村の企業が新しくこの2つの団体が企業体ということでなりまして、けんかに
ならないかということなんですかけれども、いずれ今回初めて組み合わせということに今回決
まりました。我々としても、運営される側との協議、常にさせていただいておりますし、町
民の皆さんにこれまで以上に本当に施設を利用していただければと思っておりますし、でき
るだけけんかしないでいただきたいなと申し上げます。（「企業として役割違うんじゃない

の」の声あり) そうですね。はい。(「わかるんなら、それできるんじゃないの」の声あり)
はい。そういう企業も2つの契約の中でされていると思いますので、5年間についてはそんな心配はないのかなと思います。

○議長(三浦清人君) 農林水産課長。

○農林水産課長(千葉 啓君) それでは、私のほうから、ホタテ養殖業緊急支援補助金の関係についてお答えいたします。

このホタテの緊急支援につきましては、内容をまずお話しいたしますと、今般、湾内ホタテに関しましては、下痢性貝毒、麻痺性貝毒というふうな形の中で、先月当町においては出荷規制解除になったわけですけれども、現在も他地域では出荷規制かかっているというふうな内容でございます。今回、この検査料に関しまして、年明け2月まで検査継続される見込みとなっておりますので、今年度4月から2月までの間、この検査料に係る漁協で負担した分、両漁協で約300万円かかっておりますので、その2分の1補助という内容で緊急補助というふうな形をとらせていただいております。来年度以降も続くのかというふうな部分に関しては、今年度に関しましては今回1回切りと、来年度またそういった状況があれば検討するというふうな内容となっております。

○議長(三浦清人君) 建設課技術参事。

○建設課技術参事(漁港・漁集担当)(田中 剛君) 12款復興費、漁港照明調査設計業務は、町が管理いたします19漁港全てを対象としております。

○議長(三浦清人君) 及川幸子君。

○7番(及川幸子君) それでは、後ろのほうから再質問させていただきます。

では、ただいまの漁港、19節でありますけれども、これは4,500万円は設計委託料なんですが、これを現実に実施した場合、幾らぐらいかかるのか、その辺お聞きいたします。かなり19、設計なのに4,500万円。そうすると、かなりの実施計画になると思われますけれども、その辺をお伺いいたします。

それから、そのホタテですね。大分ホタテやっている人たちもこの影響が大でございまして、南三陸町ではホタテとかカキとか大きな基幹産業になっております。この調査も引き続き来年もそういう協力、検査しなきゃならないものなので、この辺は注視していただきたいと思っています。

それから、その債務負担行為の関係ですけれども、るるお伺いしましたけれども、かなりのやはり委託金額が単年度に直しますと、かなりの何千万円という額が委託計上されています

けれども、まずもって野球場の改修事業なんですけれども、芝張りのときは2億円近いお金で芝から整備しました。ラバーとか、ああいう物も整備しました。そして、「あと、ないんですか」と言つたらば、私の聞き違いかどうか、ないというような話だったんですけども、ここにおいてまた1億円という金額が出てきました。スコアボードだということなんですけれども、今後、仮設が撤去されまして、また芝張りなんかにサッカー場が改修されていくわけですけれども、その辺もまた別に出てくるわけですけれども、これ、もう今年度で撤去してありますから31年度もそれらの事業も出てくるわけですけれども、その事業というのは今後債務負担行為をとらないで別事業でやるのかどうなのか、その辺をお伺いします。

それから、そのすみ分けですか。そのスポーツ交流村のすみ分けなっていると言うんですけども、今までどおりの運営の仕方でなくて、この2社でやるということは、別な企画でやっていくのか、2社を選んで企業体としてやっていくにはメニューが何か先ほど違うようなお話なんですけれども、その辺もう少し具体的にお願いします。どういうメニューが違って、今までのやり方と違って、今後5年間企業体でやっていくのか、お伺いいたします。その両者で企業体でやっていく意味ですね。意味合い。今まで1社でやっていたのが……（「今までも一緒。今も2社です」の声あり）ずっとベイサイド始まったときからそういうスタンスでやっていたでしょうか。（「そうです」の声あり）とすれば、私の認識不足なので、かわったことはなくて、今までと同じスタンスでやっていくという。そうすると、中の点の中でジムのほうはどっちというようなすみ分けがあるんでしょうか。全部を2社でやっていたのか、その辺再確認させてください。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 今までジム、受付、皆様の利用の部分はセントラル、今回施設管理のほうはオーエンスさんになろうかと思います。基本的に総合的にこちらで願う部分の管理運営については、今までどおりと同じだと思っております。

それから、平成の森のサッカーの芝に関しては、県で復旧していただくので、災害復旧でいただくので、まずもって経費はかかるんですが、多少外周の部分のネットとかはもしかしたらその辺ちょっとかかるのかなと。災害復旧にかかる部分がちょっとこれからかかるてくるかもしれません、債務負担行為でやるか、単年度でやるか、その辺はこれから考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 12款復興費の漁港の照明設備の整備についてですが、整備する内容にもよりますが、通常の主要電力を利用するような場合は、恐らく19漁港全てで数千万円程度必要になろうかと思います。また、太陽光とか風力発電等、いわゆる自然再生エネルギー、こういったものを利用する場合ですと、数億円かかるようなことにもなろうかと思いますが、今後復興庁のいわゆる復興特別交付金を使って整備を進めたいと考えておりますので、復興庁としっかりと協議をしながら整備に当たってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 復興予算があるうちに、できるだけそういうものを整備していただきたくお願い申し上げまして、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） はい。たくさんあるんですけれども、時間を気にしながら、これだけはというものを質問したいと思います。

土木費、21ページの住宅管理費についてであります。現在、住宅公社にその管理を委託しているわけでございますが、この管理を委託することによって、町民にその不利益が講じているというようなことが今出てきているんですが、この点について改善する考え方をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。というのは、車庫証明ですね。住宅の方々が車を買った場合に車庫証明を取るのに、大分その苦戦しているというような現状がありますが、この辺改善する余地はないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。車庫証明を取る場合、管理委託をしてございませので、石巻のほうで手続をさせていただいてございます。当然、行ったり来たりの部分、それから手数料等も発生しているというのはお聞きはしてございますが、この辺につきましては当町だけではなくて、これまでそれぞれ多くの部分でやられている全く同じ手法でございます。もしどうしてもということであれば、当然その分については手数料等をもしいただかないということであれば、逆に言うと町でその分補填をするということになるかと思いますし、ただ、窓口の一本化といいますか、入居者の方がその事例ごとに町であったり、公社であったり、迷わないように今一本化をしていますということでございますので、全体から見れば入居者の利益につながっているんだと考えていますけれども、できれば大きくという目で見ていただければ大変ありがたいなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そのどこの自治体でもそういうやり方をしているというのは、それは理由になってならないのかなと思いますがね。ほかがやっているから当町もやるんだということではなくて、ほかでやっていても、当町は町民のために利便性を高めるというような、そういう考え方でもってやっていただきたいなと思うんです。その管理している公社のほうの住宅、この中には高齢者が多いわけですよ。高齢者がなかなか石巻といって大分距離は、時間は短縮されておりますけれどもね。そのどこにあるのか、どこに行けば、どこを回っていけばいいのかわからないような状態の中で、いろいろなデメリットが発生しているようありますよ。ですから、もし改善する方法があれば、その部分は当町でやるべきではないかと思いますが、町長、この辺どうでしょうかね。ありませんかね。町民のためですから。

○議長（三浦清人君） 町長。（「公社に行かないと、車庫証明が取れないという」の声あり）
わかる方、どなた。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 濟みません。今、ないしょ話で聞こえたと思うんですが、現実的に車庫証明を申請していくのはご本人ではなくて、車屋さんが来て、車屋さんが石巻のほうに向かっていただいているという状況ではございますので、その辺の時間的なもの、実はあした申請するのできょうくださいというのが結構多いんですよ。窓口に来てですね。いずれ車の契約って多分その前にいらっしゃると思うので、できればその辺を車屋さんがしっかりとスケジュールを立ててやっていただければ、そんなに1件ごとに行くんじゃなくて、例えば数台まとまつたら行くとか、そういう工夫をされれば、もう少しスマーズにいくんじゃないかなというふうに考えられます。

私どもでやっても構わないんですけども、いずれまたその書類は石巻に送っていくということになると、今欲しいと言われても、返ってくるのが1週間後になっちゃう可能性もあるんですよね。それよりは、できればその販売する側でその辺のしっかりスケジュールを立てて、1台1台やるのか、それとも数台、1週間に一度行くとか、そういう計画的にやっていただければ、購入する方もスケジュールがわかっているのであれば、そんなに急いで売る側にせっかつくこともないかなというふうに考えていますので、その辺は入居者の皆様というよりも、販売者側と少しお話をていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろな計画を立ててやることは、それは理解しないわけでもないんですが、ただ、利便性、事務の利便性といいますか、その経費の削減を目的として管理を委

託するために、多少でも町民が不便するということは、ある程度本末転倒にも触れるんじやないかと思うんですよ。ですから、以前のようにここでできないのかというようなことです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1回、私もその場面に立ち会ったんですが、「今ください」というのがあります。今、この場で。町長の判断をつくのに、私が勝手に公印をつくわけにいきませんので、いずれ手続が必要でございますので、できれば半日、最低でも必要になってきますが、窓口に来る方は「今ください」というご要望でございますが、残念ながらそのご要望にはお応えできないと。これが町の窓口でやっていても、何にも手続をしないで総務課に行ってちょっと公印貸せと、ずっとつくわけではないので、町でやろうが、公社でやろうが、やはり一定の時間は必要だということはご理解いただきたいと思うんです。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 多分、今の答弁の内容を聞きますと、以前はすぐできたんだろうと思います。今くれと言ってもね。多少時間ね、何分かは待ったかもしれないけれども。それが今できないために不便だと言っているんだろうと思いますよ。少しできない一点張りでなくて、考えてみてください。終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっとその以前はやっていたというと、当時の建設課の職員が勝手に公印を押していたということになりますので、それはできないことでございますので、いずれ半日なり1日は多分これまで待っていただいているので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第163号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第164号 平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正
予算（第1号）

○議長（三浦清人君）　日程第15、議案第164号平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第164号平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては平成29年度決算による繰越金等を、歳出においては漁業集落排水施設管理費等をそれぞれ計上するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君）　議案第164号漁業集落排水事業特別会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

補正予算書33ページをお開き願います。

債務負担行為補正予算でございます。業務の名称につきましては、下水道処理施設等運転管理業務でございます。業務の内容につきましては、袖浜処理区の袖浜浄化センターの施設の保守点検と運転管理業務、簡易な修繕業務を行うものでございます。期間につきましては平成35年度まで、限度額につきましては1,500万円でございます。

次に、37ページをお開き願います。

歳入でございますが、繰越金につきましては、平成29年度決算額の確定によるものでございます。

雑入につきましては、袖浜処理区内で施工された宮城県の防潮堤工事に伴い、県の補償事業で下水道管路の移設工事を実施いたしました。移設工事の精算に伴い、県からの補償金が増額となることによるものでございます。

次に、38ページをお開き願います。

歳出でございますが、操出金につきましては、袖浜処理区の下水道管路移設工事の精算に伴い、一般会計への操出金を増額するものでございます。

予備費につきましては、平成29年度の繰越金を充当するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第164号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第165号 平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第165号平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第165号平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては国庫補助金、平成29年度決算による繰越金等、歳出においては下水道施設管理費、公共下水道施設災害復旧費等をそれぞれ計上するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 議案第165号公共下水道事業特別会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の43ページをお開き願います。

債務負担行為補正予算でございます。業務の名称につきましては、下水道処理施設等運転管理業務でございます。委託する業務内容につきましては、伊里前浄化センターの施設の保守点検と運転管理業務、マンホールポンプの維持管理業務、簡易な修繕業務でございます。期

間につきましては平成35年度まで、限度額につきましては2,500万円でございます。

次に、47ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項下水道事業費補助金につきましては、伊里前処理区の下水道災害復旧事業を休工とすることに伴うものでございます。ハマーレ歌津南側の箇所の下水道管路工事につきましては、国道45号の災害復旧工事との調整の結果、本年度中に着工ができなくなったことに伴う国庫補助金の減額でございます。なお、工事につきましては、国道45号との調整が調い次第、予算を計上するものでございます。

次の下水道施設管理費補助金につきましては、伊里前浄化センター機械設備更新工事の工事費の精算に伴う国庫補助金の減額でございます。

5款一般会計繰入金でございますが、伊里前浄化センター機械設備更新工事の工事費の精算と、志津川処理区の下水道管路汚泥引き抜き業務の委託料の精算に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

6款繰越金につきましては、29年度決算額の確定によるものでございます。

次に、48ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款下水道総務費でございますが、人事異動に伴う人件費などを補正するものでございます。

2款下水道事業費でございますが、工事請負費につきましては、伊里前浄化センター機械設備更新工事、委託料につきましては、志津川処理区下水道管汚泥引き抜き業務の事業の精算に伴う減額でございます。

3款災害復旧費でございますが、工事請負費につきましては、伊里前処理区のハマーレ歌津南側の箇所の下水道管路を減額するものでございます。

49ページをお開き願います。

予備費でございますが、平成29年度の繰越金を充当するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第165号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第166号 平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第166号平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第166号平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収支において営業外収益のうち他会計補助金を、営業費用のうち配水及び給水費、総係費を増額するとともに、資本的収支においては一般会計補助金及び建設改良費を増額補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 議案第166号水道事業会計補正予算（第3号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の53ページをお開き願います。

第5条再下段の債務負担行為補正予算でございます。業務の名称につきましては、水道事業業務委託でございます。業務の内容につきましては、浄水場、配水池などの施設の点検、維持管理業務、それから給水の開始・停止などの窓口業務、それから漏水調査及び修繕に関する業務、それからメーター検針に関する業務など、水道事業全般に多岐にわたる業務でございます。期間につきましては平成35年度まで、限度額につきましては6億8,125万6,000円でございます。

次に、58ページをお開き願います。

収益的収入及び支出に係る補正でございます。

収入でございますが、1款2項3目他会計補助金につきましては、人事異動に伴うもので一般会計からの補助金でございます。

支出でございますが、1款1項1目配水及び給水費につきましては、委託料に1,100万円を

増額するものでございます。委託料の増額の内訳といたしましては、漏水修繕業務に468万円、水道メーター維持管理業務に85万円、施設の供用開始に伴う保守点検、水質検査、電気料などに547万円でございます。

2目総係費につきましては、人事異動に伴う人件費などの補正でございます。

5目減価償却費につきましては、3条予算の収支の調整に伴う減額でございます。

次に、59ページの資本的収入及び支出に係る補正でございます。

収入でございますが、1款補助金につきましては、支出に計上いたしました水道施設災害復旧工事に対する一般会計からの補助金5億600万円を増額するものでございます。

支出でございますが、1款水道施設建設費につきましては、水道施設災害復旧工事費として5億600万円を増額するものでございます。工事の概要でございますが、工事名が戸倉浄水場ろ過設備工事でございます。工事場所は戸倉字上沢前地内で、既設の戸倉浄水場敷地内でございます。工事内容につきましては、戸倉浄水場の浄水設備にろ過設備を設ける工事でございます。ろ過設備でございますが、戸倉水源でくみ上げる水に濁り水が発生した場合、戸倉浄水場で水の濁りを解消し、飲料に適した水道水とする浄水設備でございます。工事の完成期限は平成31年9月を予定してございます。

戸倉浄水場の工事につきましてのこれまでの経過でございますが、現在の戸倉地区の水運用につきましては、水源につきましては2カ所で運用しているところでございます。新しい戸倉水源につきましては、戸倉字上沢前で、水戸辺川左岸に設けてございます。昨年の5月から水運用を開始し、戸倉地区の西側の沖田地区から荒町地区まで配水しているところでございます。それから、戸倉地区の東側の水戸辺地区から寺浜地区までの皆さんの配水につきましては、戸倉字門内地内で、水戸辺川の右岸にございます旧戸倉水源から配水しているところでございます。

このうち、新しい戸倉水源におきまして、昨年の9月の台風18号の際に、水源地からくみ上げた水から濁り水が発生いたしました。これまでの濁り水の発生状況でございますが、連続降雨量が60ミリを超えた場合に発生している状況で、昨年が9月と10月の2回、ことしに入りまして3月、8月、10月の3回発生しております。濁り水発生時の町の対応でございますが、新戸倉水源に濁り水が発生した場合は、新戸倉水源からの水のくみ上げを一旦停止し、旧戸倉水源から水をくみ上げて配水しているところでございます。旧戸倉水源につきましては、連続降雨量が60ミリを超えた場合でも濁り水は発生していないことを確認をしているところでございます。濁り水の現場対応としては、旧戸倉水源に切りかえをして、飲料に適し

た水道水の配水をしているところでございます。

それから、新しい戸倉浄水場の濁り水を解消する設備工事の関係でございますが、濁り水発生後、工事の方法の検討、事業費の算定などの検討を行ってまいりました。検討につきましては、段階的に関係機関と協議を続けながら進めてきたところでございます。今般、関係機関との協議が調い、工事方法等、事業の内容が決定したことから、工事を実施するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目なんですけれども、現在ハマーレの前の国道の復旧工事をしておりますけれども、あの仮設の水道がハマーレの裏側と言いますと、校庭側のほうを通っているんですけれども、それを今度は本管、国道の整備とあわせて本管が国道のほうに埋設されると思いますけれども、その吉野沢から現在団地のほうには行っているかと思うんですけれども、そのとりつけですね。国道から吉野沢に入る、駅の下を通ってです。あそこは管が入るのか、道路だけがどのような接続をしていくのか、お伺いいたします。それが1点。

それから、今、戸倉水源のことで、60ミリ降雨量があった場合は濁り水が出るということなんですけれども、全町を賄うだけの戸倉水源から私は再三ではなくて、各有事のときは入谷、歌津、戸倉、それぞれと単独でできる方法を考えてくださいということを再三言っていますけれども、万が一そういうことが発生した場合、戸倉をとめて歌津、入谷、そういうふうな循環にできるのか、水も足りるのか、そうした場合ですね。万が一の場合を考えると、非常にこの水ということは大事なことですので、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） それでは、2点目の関係でお答えをさせていただきます。

災害復旧事業完成後の町水道の配水につきましては、町全体で7,300トンほどの水量を利用することにしてございます。このうち、戸倉水源から5,300トン、それから残りを今後建設いたします小森の浄水場、それから中在の浄水場、全部で3カ所の浄水場から使うことにしてございます。志津川地区と歌津地区につきましては、それぞれの地区でつくる浄水場で水量が足りないものですから、戸倉浄水場からの配水で賄う予定となってございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、2点目、お答えをいたします。

町道石泉線になるかと思うんですけども、駅のガードを通過して、これまでほぼ、ほぼ高さが一定でございましたので、そのまま真っすぐ国道といいますか、に接続をしてございました。今回の計画で、ほとんどハマーレと同じくらいの高さになりますので、約5メートル強地盤が国道側が高くなるということで、今までのようなルートでは当然とりつかないということで、震災前に仙台銀行がありましたけれども、約あの辺まで距離を延ばして、新しい国道にとりつける予定となってございます。図面がない中でのご説明でございますので、もし詳しくということであれば、当課に来ていただければ図面等を見ながらご説明したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　国道には舟沢とか東のほうに行く本管が入るわけですけれども、国道からその引き込みする道路の中には、水道管が入るのかどうかということも一つあったんですけども、ただいまの説明ですと、建設課ではその状況、国道からの接点のそのとりつけ道路が高くなるので、前の仙台銀行のほうから要するに遠回りしてガードの下をくぐっていくというようなことだと思われますけれども、その中に上に上がる管、水道管が入るのかどうなのかということも一つ質問の中に入れさせていただきたいと思います。

それと、その先ほどの水なんですけれども、大事な水で、万が一戸倉が、戸倉が多く供給しているわけですけれども、戸倉がそういう濁り水や何か発生した場合、戸倉をストップした場合、小森と歌津の水で町内を間に合うのか、町内の供給が間に合うのかどうかということです。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君）　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君）　1点目の国道45号から、町道石泉線のほうに水道管が入るのかということでございますけれども、現在、国道のほうで復旧工事中でございます。復旧工事が終わり次第、終わりといいますか、復旧工事にあわせまして、水道を入れる予定でございます。現在は、権現山という山端のほうを仮設でやっていますけれども、最終的には入れる予定でございます。

それから、水源の関係、水量の関係でございますが、小森と歌津の浄水場だけでは、仮に戸倉が使えなくなった場合は全町を賄うことは、今のところは現在できません。全体で7,300トン必要なんですが、小森と歌津合わせまして約2,000トンほどですので、不足してしまいますので、今回戸倉の浄水場のほうにろ過器を設けまして、安定した水の供給を行うものでございます。

○議長（三浦清人君） 7番、細部にわたっては、当課のほうに行って質問してください。はい、及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それほど有事のとき水源が足りなくなるというんですけれども、田表に井戸を掘りました。そしてまた、歌津にはダムというものもあります。そういうことも今後考えられるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 払川ダムにつきましては、旧歌津町時代、地域の水が足りなくなったことを想定いたしましてつくっていただきまして、水利権も現在取得しております。仮に将来水がなくなった場合ですけれども、中地区におきまして、1,000トンの水を取水できる権利を取得しているところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第166号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の進行上、時間を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

日程第18 議案第167号 平成30年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第18、議案第167号平成30年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第167号平成30年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、医療事務業務委託等の契約更新に係る準備行為のため、債務負担行為を定めるものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐藤和則君） それでは、議案第167号平成30年度南三陸町病院事業会計補正予算について説明いたします。

議案書にあります第2条に記載のとおり、病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり改めるということで、第5条に定めた債務負担行為とは、この下の表の一番上の医療機器リースのみで、その下からの4業務について今回追加させていただくものでございます。各業務につきましては、医療事務業務委託につきましては、これは医事関係の業務全般を委託するということで、期間は34年度まで。給食業務につきましては、期間は33年度まで。施設管理業務委託、これにつきましては病院施設全体の維持管理及び清掃等の業務になりますが、これも33年度まで。検査業務委託、これは当院で検査ができない項目の検査につきまして、他の事業者に委託して行うというもので、これも33年度までということで、町長の説明にありましたとおり、30年度につきましては予算は発生しませんが、来年度から予算化を図っていくものでございます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、説明にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第167号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第19、発議第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長、朗読。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま局長が朗読したとおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第6号 安全・安心な医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を
求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第20、発議第6号 安全・安心な医療・介護の実現と夜勤交代制労
働の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長、朗読。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま局長が朗読したとおりでありますて、国民誰もが安心して医
療・介護を利用できるよう対策を講じられるよう要望する意見書でございますので、よろし
くお願ひをします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を
求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第21、発議第7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃
金の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま局長が朗読したとおりでございますので、よろしくお願ひをい
たします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第8号 介護従事者の勤務環境及び待遇改善を求める意見書の提出
について

○議長（三浦清人君） 日程第22、発議第8号 介護従事者の勤務環境及び待遇改善を求める意
見書の提出についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これについてもただいま局長が朗読したとおりでございますので、よろ
しくお取り計らいをお願いします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第9号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第23、発議第9号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） ただいま局長が朗読したとおりでございます。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 請願7の1 高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書

○議長（三浦清人君） 日程第24、請願7の1、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願7の1については、東日本大震災対策特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、請願7の1については東日本大震災対策特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第25 請願7の2 東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書

○議長（三浦清人君） 日程第25、請願7の2、東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願7の2については、東日本大震災対策特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、請願7の2については東日本大震災対策特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第26 議員派遣について

○議長（三浦清人君） 日程第26、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

日程第27 閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第27、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、三陸沿岸道路整備促進特別委員会、議会活性化特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、町営住宅使用料等調査特別委員会、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第7回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時14分 閉会